

5 計画の基本的事項

5 計画の基本的事項

5-1 地種区分、森林区画、施業区並びに作業団の名称及び包括区域

(1) 地種区分

表5-1 地種の区分別面積

区 分		面 積 (ha)			増減の理由
		本計画	前計画	増減	
林地	制限林地	122,743	122,433	310	保安林の指定、貸地返還
	普通林地	13,324	13,307	17	貸地返還
	計	136,067	135,740	327	
除地	附帯地	1,055	1,023	32	林道敷
	貸地	6,856	7,283	-427	貸地返還
	雑地	14,263	14,200	63	貸地返還(林地不適地等)
	計	22,174	22,506	-332	
合計		158,241	158,246	-5	

(2) 森林区画の名称及び区域

表5-2 事業区の名称、面積等

事業区	面 積(ha)			林班数			小班数			平均面積(ha)	
	本計画	前計画	増減	本計画	前計画	増減	本計画	前計画	増減	林班	小班
中北	57,811.10	57,811.37	-0.27	335	335	0	9,454	9,426	28	172.57	6.11
峡東	27,133.74	27,137.07	-3.33	137	137	0	6,572	6,564	8	198.06	4.13
峡南	32,213.10	32,213.10	0.00	222	222	0	5,366	5,353	13	145.10	6.00
富士・東部	41,083.45	41,083.97	-0.52	284	284	0	9,486	9,455	31	144.66	4.33
計	158,241.39	158,245.51	-4.12	978	978	0	30,878	30,798	80	161.80	5.12

ア 事業区

事業区は、林務環境事務所の所管区域ごとに設けました。

イ 林班

林班は、森林の位置を明らかにし、事業実行の基本的な単位として設定するもので、一般的には地勢線（尾根、河川等）又は道路、防火線等の固定的なもので区画されます。本計画では行政区域、施業区等も考慮して区画し、原則として現在の林班界は変更しないこととします。また、飛地については独立した林班としますが、小面積になる場合には隣接の林班に含めることとします。

林班番号については、現在のものを変更せず、統合する場合は一方を欠番、分割する場合は支番とし、新たに生じたものは現在ある最終林班の次の番号とするか、小面積の場合は隣接する林班の支番とし他の林班に影響を及ぼさないようにします。

ウ 小班

小班は、林班内において森林の取り扱い（施業）が異なる林分ごとに林班内を分けて設けるものであり、本計画では特に次の点に留意して区画します。

- ① 樹種又は作業種が異なる林分
- ② 林齢、地位、地利又は運搬系統が著しく異なる林分
- ③ 土地の利用区分又は行政区画が異なる林分
- ④ 森林の種類、作業団、地帯区分が異なる林分

さらに、地種が林地のときは

- ① 林種、林況が異なる林分
- ② 試験林、母樹林、学術参考林、見本林等に指定された林分
- ③ 第1分期に主伐、間伐、更新の指定を行い、取り扱いが異なる林分

また、地種が除地のときは

- ① 附帯地、貸地の極端に狭小でないもの（0.10ha以上のもの）
- ② 小柴下草採取区域、係争地、漫植地
- ③ 上記以外の雑地で1ha以上のもの

ただし、道路、水路、沢、架線下、河川、0.10ha未満の貸地および附帯地は位置の明示にとどめ、小班内除地として処理します。

エ 小班の固定化

原則として小班は固定化し、できるだけ変更しないこととするが、小班の分割統合に備えて、数小班を含んだ小流域単位、又は明瞭な地形界、道路、大字、字等できるだけ固定的な界線を利用してなるべく単純な形状になるよう区画し、これをブロックとし、林班と小班の間間的な区画を設定することとします。

- ※ 例：小 班――― い₁、い₂、い₃、ろ₁・・・ろ₈
 ブロック――― 「い」のブロック（い₁、い₂、い₃）
 「ろ」のブロック（ろ₁・・・ろ₈）

<小班名の振り方>

- ① ブロックごとに、小班を振る順序に従って、「い、ろ、は」記号を定めます。
- ② ブロック内の小班は「い、ろ、は」記号に支番1、2、3を振ります。この場合ブロックの一隅（下流）から時計回りの順序とします。
- ③ 部分林および貸地小班は同一契約のものは同一小班記号（部分林は平仮名、貸地は片仮名）を振り、支番1、2、3をつけるなど、附帯地、雑地には支番を振りません。

<小班が分割された場合>

- ① 支番は同一ブロック内の最終支番に続けて振ります。
- ② 除地小班が新たに発生した場合は、イ、ロ、ハ順で振ります。

<小班が合併された場合>

- ① 一般林、部分林、除地とも合併されたもののうち、順序の後のほうの小班を欠番とします。

<その他>

- ① 1ブロックの大きさは標準的には小班数を5～6、面積を30ha～40haぐらいとし、ブロック内の小班数は極力10小班以内とします。
- ② ブロック界はできる限り小班界線を利用するものとし、原則的には新しい界線を作らないこととします。例えば明瞭な尾根を通るような小班界線がない場合でも、その尾根にできるだけ近い小班界線をブロック界とし、特に尾根を通る新しい界線を作らないようにします。
- ③ 平地林の多い吉田事業区のように、地形界によるブロック分けができない地域では道路、防火線、大字、字界等を主とし、その他はなるべく単純な形になるように小班界線を利用してブロック界とします。

(3) 作業団の名称及び区域

ア 作業団区分の考え方

① 地種による区分

森林法第25条の保安林、同法第41条の保安施設地区、同施行規則第10条の各号に該当する森林、砂防法、自然公園法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、文化財保護法ならびに山梨県自然環境保全条例により指定された制限林地等とその他の普通林地とに区分します。

② 法令の制限度合いによる区分

制限林地については、自然公園および鳥獣特別保護地区の森林、やや制限度の高いその他の森林等に区分します。

③ 作業種及び伐期齢等による区分

作業種については、一般用材生産林、優良材生産林、長伐期大径材生産林、択伐用材林、薪炭林及びしいたけ林に区分します。

④ 標高による区分

標高1,600mを基準とし、それ以上の地域については、原則として公益的機能の発揮を重視する作業団として区分します。そのうち、標高1,800m以上の地域は、作業団区分における亜高山帯として区分します。

⑤ 景観の配慮による区分

眺望景観、沿道景観、保健休養地帯周囲の景観など、個々の森林の景観的な重要度による施業方法により区分します。

⑥ 県有林の土地利用区分との関連

県有林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、表5-3のとおり県有林の土地利用区分に沿った森林の施業を行います。

表 5-3 県有林の土地利用区分と作業団との関係

土 地 利 用 区 分		作 業 団 (作業団に準ずる単位)		
		制 限 林	普 通 林	
経 済 林	林業経営地帯	高品質材生産施業地域	制優ス・ヒ、制長大 制択広	普優ス・ヒ、普長大 普択広
		普通施業地域	制一用、制し薪 制択用	普一用、普し薪 普択用
	部分林	(制人部)(制天部)	(普人部)(普天部)	
公 益 林	風致保存地帯	(制公移)(制風存) (制亜高山-1) (制亜高山-2) (制亜高山-3)	(普公移)(普風存) (普亜高山-1) (普亜高山-2)	
	林地保全地帯	(制林保)(制水全) (制水整)	(普林保)(普水全)	
	保健休養地帯	(制保健)	(普保健)	
その他		(制その他)	(普その他)	

⑦ 施業区分と作業団の関係

表 5-4 施業区分と作業団の関係

施 業 区 分	作 業 団		
	経 済 林	公 益 林	そ の 他
育 成 単 層 施 業	制一用、普一用 制優ス・ヒ、普優ス・ヒ 制長大、普長大 (制人部)、(普人部) (制天部)、(普天部)		
育 成 複 層 施 業	制択用、普択用 制択広、普択広	(制公移)、(普公移) (制風存)、(普風存) (制水整)、(制水全)、(普水全) (制亜高-1)、(普亜高-1) (制保健)、(普保健)	(制その他) (普その他)
天 然 生 林 施 業	制し薪、普し薪	(制林保)、(普林保) (制亜高-2)、(普亜高-2) (制亜高-3)	

注 1:この区分は原則的なものです。
2:()は作業団に準ずる単位です。

イ 本計画の作業団（作業団に準ずる単位）の名称

<制限林地>

名 称	略 称
① 制限林地一般用材林作業団	制一用
② 制限林地スギ・ヒノキ優良材作業団	制優ス・ヒ
③ 制限林地長伐期大径材作業団	制長大
④ 制限林地択伐用材林作業団	制択用
⑤ 制限林地広葉樹択伐用材林作業団	制択広
⑥ 制限林地しいたけ薪炭林作業団	制し薪
⑦ (制限林地人工部分林)	(制人部)
⑧ (制限林地天然部分林)	(制天部)
⑨ (制限林地公益移行林)	(制公移)
⑩ (制限林地林地保全林)	(制林保)
⑪ (制限林地風致保存林)	(制風存)
⑫ (制限林地水源保全林)	(制水全)
⑬ (制限林地水源整備林)	(制水整)
⑭ (制限林地亜高山帯の1)	(制亜高一1)
⑮ (制限林地亜高山帯の2)	(制亜高一2)
⑯ (制限林地亜高山帯の3)	(制亜高一3)
⑰ (制限林地保健休養林)	(制保健)
⑱ (制限林地その他)	(制その他)

<普通林地>

名 称	略 称
① 普通林地一般用材林作業団	普一用
② 普通林地スギ・ヒノキ優良材作業団	普優ス・ヒ
③ 普通林地長伐期大径材作業団	普長大
④ 普通林地択伐用材林作業団	普択用
⑤ 普通林地広葉樹択伐用材林作業団	普択広
⑥ 普通林地しいたけ薪炭林作業団	普し薪
⑦ (普通林地人工部分林)	(普人部)
⑧ (普通林地天然部分林)	(普天部)
⑨ (普通林地公益移行林)	(普公移)

- ⑩ (普通林地林地保全林) (普林保)
- ⑪ (普通林地風致保存林) (普風存)
- ⑫ (普通林地水源保全林) (普水全)
- ⑬ (普通林地亜高山帯の1) (普亜高一)
- ⑭ (普通林地亜高山帯の2) (普亜高二)
- ⑮ (普通林地保健休養林) (普保健)
- ⑯ (普通林地その他) (普その他)

ウ 作業団（作業団に準ずる単位）毎の作業種

<制限林>

作業団	生産目標・作業種
制一用	制限林地で一般用材生産を目標とし、皆伐後の跡地は原則として人工更新を図る林地。制限種は水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、砂防指定地、自然公園第2種（風致の維持に支障のない場合に限る）、第3種特別地域。
制優ス・ヒ	制限林地でスギ、ヒノキの中径無節柱材生産を目標とし、皆伐後の跡地は原則として人工更新を図る林地。制限種は水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、砂防指定地、および自然公園第3種特別地域。
制長大	制限林地で長伐期大径材生産を目標とし、皆伐後の跡地は原則として人工更新を図る林地。制限種は水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、砂防指定地および自然公園第3種特別地域。
制択用	制限林地で択伐用材林作業とし、跡地は原則として天然更新を図る林地（地位、地利が高い林分は人工更新も行います）。
制択広	制限林地で有用広葉樹の大径材生産を目的に択伐施業を実施し、跡地は天然更新を図る林地。制限種は水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、砂防指定地および自然公園第3種特別地域。
制し薪	制限林地でしいたけ原木や薪炭材生産を目標に択伐施業を実施し、跡地は萌芽更新を図る林地（小面積皆伐の場合は必要に応じて人工更新とします）。
(制人部)	制限林地で人工部分林設定している林地。
(制天部)	制限林地で天然部分林設定している林地。
(制公移)	制限林地で主に標高1,600m以上の人工林や地位・地利が低位な人工林で、公益的機能の発揮を重視するため、原則非皆伐とし、針広混交林へ積極的に誘導する林地（亜高山帯は含まない）。
(制林保)	制限林地でとくに林地保全上重要な林地（亜高山帯は含まない）。制限種は保安林、砂防指定地及び自然公園第3種特別地域。
(制風存)	制限林地で自然公園特別保護地区、第1種、第2種特別地域（相当地域を含む）、自然環境保全地区、及び風致上とくに重要な林地（亜高山帯は含まない）。

作業団	生産目標・作業種
(制水全)	制限林地でダム上部にあり、ダム保全上重要な林地。
(制水整)	制限林地で水源整備事業等の治山事業を施行した林地。
(制亜高-1)	亜高山帯の制限林地で、既往の施業（人工更新、天然下種更新、天然林除伐等）が行われた林地。制限種は保安林、砂防指定地及び自然公園第3種特別地域。
(制亜高-2)	亜高山帯の制限林地で、（制亜高-1、制亜高-3）を除く林地。制限種は（制亜高-1）と同じ。
(制亜高-3)	亜高山帯の制限林地で、風致上特に重要な林地。制限種は自然公園特別保護地区、第1種、第2種特別地域および自然環境保全地区の内自然保存地区。
(制保健)	制限林地のうち、保健休養地帯の林地。
(制その他)	制限林地のうち、上記作業団等に含まれない林地。学術参考林、見本林、特別母樹林、試験林、防火林等で特別な目的を持つもの。

<普通林>

作業団	生産目標・作業種
普一用	普通林地で一般用材生産を目標とし、皆伐後の跡地は原則として人工更新を図る林地。
普優ス・ヒ	普通林地でスギ、ヒノキの中径無節柱材生産を目標とし、皆伐後の跡地は原則として人工更新を図る林地。
普長大	普通林地で長伐期大径材生産を目標とし、皆伐後の跡地は原則として人工更新を図る林地。
普択用	普通林地で択伐用材林作業とし、跡地は原則として天然更新を図る林地（地位、地利が高い林分は人工更新も行います）。
普択広	普通林地で有用広葉樹の大径材生産を目的に択伐施業を実施し、跡地は天然更新を図る林地。
普し薪	普通林地でしいたけ原木や薪炭材生産を目標に択伐施業を実施し、跡地は萌芽更新を図る林地（小面積皆伐の場合は必要に応じて人工更新とします）。
(普人部)	普通林地で人工部分林設定している林地。
(普天部)	普通林地で天然部分林設定している林地。
(普公移)	普通林地で主に標高1,600m以上の人工林や地位・地利が低位な人工林で、公益的機能の発揮を重視するため、原則非皆伐とし、針広混交林へ積極的に誘導する林地（亜高山帯は含まない）。
(普林保)	普通林地で特に林地保全上重要な林地（亜高山帯は含まない）。
(普風存)	普通林地で風致上特に重要な林地（亜高山帯は含まない）。
(普水全)	普通林地でダム上部にあり、ダム保全上重要な林地。
(普亜高-1)	亜高山帯の普通林地で、既往の施業（人工更新、天然下種更新、天然林除伐等）が行われた林地。

作業団	生産目標・作業種
(普亜高-2)	亜高山帯の普通林地で、自然状態が保存されている林地。
(普保健)	普通林地で保健休養地帯の林地。
(普その他)	普通林地のうち、上記作業団等に含まれない林地。学術参考林、見本林、試験林等で特別な目的を持つもの。

表5-5 作業団の名称、面積等

地種	土地利用区分		作業団 (準ずる単位)	面積(ha)		
	地帯区分			本計画	前計画	増減
制限林地	経済林	経普	制一用	11,151.29	11,100.99	50.30
		経高	制優ス・ヒ	1,158.22	1,144.75	13.47
			制長大	6,697.30	6,536.10	161.20
		経普	制択用	2,751.60	2,719.90	31.70
		経高	制択広	554.11	555.10	-0.99
		経普	制し薪	176.89	176.89	0.00
			部分	(制人部)	5,705.66	5,738.24
		(制天部)	325.70	325.70	0.00	
	公益林	風存	(制公移)	20,404.17	20,374.47	29.70
		林保	(制林保)	23,143.39	23,088.24	55.15
		風存	(制風存)	18,873.96	18,858.87	15.09
		林保	(制水全)	1,870.79	1,873.87	-3.08
			(制水整)	2,195.01	2,196.04	-1.03
		風存	(制亜高-1)	5,940.65	5,944.70	-4.05
			(制亜高-2)	9,139.27	9,139.48	-0.21
			(制亜高-3)	10,180.15	10,180.15	0.00
	保健	(制保健)	1,777.30	1,779.20	-1.90	
その他	其他	(制その他)	697.15	700.22	-3.07	
制限林地計				122,742.61	122,432.91	309.70
普通林地	経済林	経普	普一用	2,407.07	2,280.18	126.89
		経高	普優ス・ヒ	236.91	253.39	-16.48
			普長大	1,192.59	1,214.40	-21.81
		経普	普択用	488.71	499.03	-10.32
		経高	普択広	157.96	158.49	-0.53
		経普	普し薪	59.22	59.22	0.00
		部分	(普人部)	3,239.31	3,332.75	-93.44
	(普天部)		45.47	45.47	0.00	
	公益林	風存	(普公移)	2,780.74	2,727.41	53.33
		林保	(普林保)	1,626.61	1,647.07	-20.46
		風存	(普風存)	591.07	590.93	0.14
		林保	(普水全)	226.13	226.13	0.00
		風存	(普亜高-1)	9.37	9.37	0.00
			(普亜高-2)	52.09	52.09	0.00
	保健	(普保健)	153.54	153.54	0.00	
	その他	其他	(普その他)	57.60	57.60	0.00
	普通林地計				13,324.39	13,307.07
林地計				136,067.00	135,739.98	327.02
除地	小班内除地			7,704.59	7,614.75	89.84
	小班外除地			14,469.80	14,890.78	-420.98
	除地計			22,174.39	22,505.53	-331.14
合計				158,241.39	158,245.51	-4.12

表5-6 作業団及び事業区別の面積

地種	土地利用区分		作業団 (準ずる単位)	面積 (ha)					
	地帯区分			中北	峡東	峡南	富士・東部	計	
制限林地	経済林	経普	制一用	2,318.35	4,521.28	1,190.31	3,121.35	11,151.29	
		経高	制優ス・ヒ	0.00	0.00	584.71	573.51	1,158.22	
			制長大	2,535.76	1,269.75	710.74	2,181.05	6,697.30	
		経普	制択用	390.25	835.68	286.06	1,239.61	2,751.60	
		経高	制択広	94.14	289.32	30.39	140.26	554.11	
		経普	制し薪	86.52	34.08	0.00	56.29	176.89	
		部分	(制人部)	2,977.07	575.93	257.29	1,895.37	5,705.66	
			(制天部)	278.21	0.00	0.00	47.49	325.70	
	公益林	風存	(制公移)	7,148.56	3,876.00	2,999.16	6,380.45	20,404.17	
		林保	(制林保)	7,431.39	2,388.82	9,342.93	3,980.25	23,143.39	
		風存	(制風存)	6,070.89	2,335.60	3,144.66	7,322.81	18,873.96	
		林保	(制水全)	355.71	1,055.60	0.00	459.48	1,870.79	
			(制水整)	605.73	216.80	966.84	405.64	2,195.01	
		風存	(制亜高-1)	1,569.27	2,135.96	2,222.20	13.22	5,940.65	
			(制亜高-2)	5,379.27	850.21	2,898.53	11.26	9,139.27	
			(制亜高-3)	5,576.26	1,715.90	717.29	2,170.70	10,180.15	
	保健	(制保健)	1,320.06	181.28	45.65	230.31	1,777.30		
	その他	其他	(制その他)	161.14	229.12	25.90	280.99	697.15	
	制限林地計				44,298.58	22,511.33	25,422.66	30,510.04	122,742.61
	普通林地	経済林	経普	普一用	498.00	922.52	346.06	640.49	2,407.07
経高			普優ス・ヒ	0.00	0.00	173.72	63.19	236.91	
			普長大	169.12	168.75	801.75	52.97	1,192.59	
経普			普択用	60.69	100.12	235.11	92.79	488.71	
経高			普択広	5.28	39.47	111.57	1.64	157.96	
経普			普し薪	59.22	0.00	0.00	0.00	59.22	
部分			(普人部)	494.43	252.77	93.60	2,398.51	3,239.31	
			(普天部)	0.07	0.00	0.00	45.40	45.47	
公益林		風存	(普公移)	876.18	628.19	336.20	940.17	2,780.74	
		林保	(普林保)	457.11	171.88	779.48	218.14	1,626.61	
		風存	(普風存)	167.65	60.46	171.94	191.02	591.07	
		林保	(普水全)	224.05	0.00	0.00	2.08	226.13	
		風存	(普亜高-1)	0.00	0.00	0.00	9.37	9.37	
			(普亜高-2)	0.00	0.00	0.00	52.09	52.09	
		保健	(普保健)	36.94	36.52	0.85	79.23	153.54	
その他		其他	(普その他)	40.12	7.62	8.36	1.50	57.60	
普通林地計				3,088.86	2,388.30	3,058.64	4,788.59	13,324.39	
林地計				47,387.44	24,899.63	28,481.30	35,298.63	136,067.00	
除地		小班内除地			3,242.18	1,378.71	1,818.41	1,265.29	7,704.59
		小班外除地			7,181.48	855.40	1,913.39	4,519.53	14,469.80
	除地計			10,423.66	2,234.11	3,731.80	5,784.82	22,174.39	
合計				57,811.10	27,133.74	32,213.10	41,083.45	158,241.39	

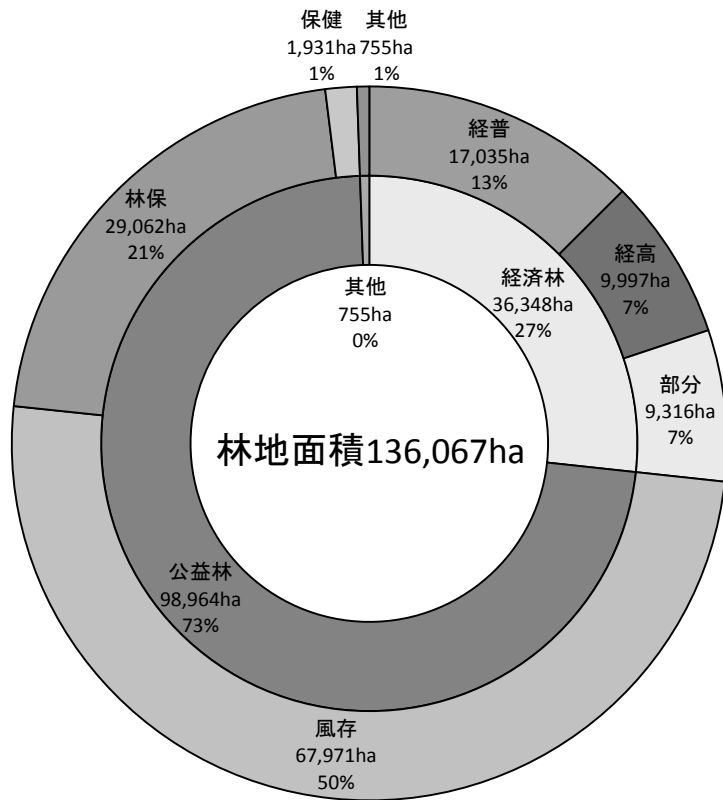


图 5 - 1 地带区分別面積

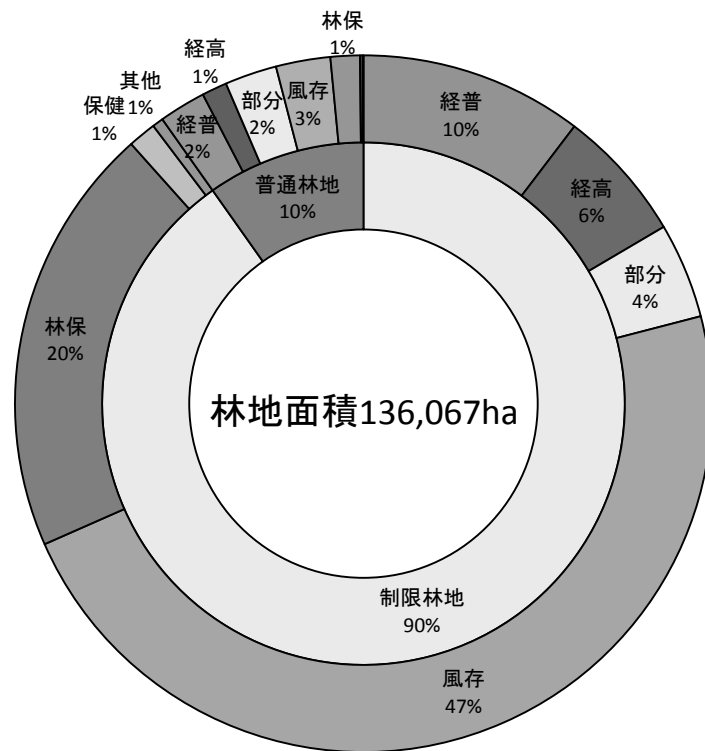


图 5 - 2 林種別地带区分面積

表5-7 作業団別及び林種別の面積、蓄積、成長量

地種	作業団 (準ずる単位)	人工林			天然林			無立木 面積(ha)	林地計 面積(ha)	小班内除地 面積(ha)	計		
		面積(ha)	蓄積(m3)	成長量(m3/年)	面積(ha)	蓄積(m3)	成長量(m3/年)				面積(ha)	蓄積(m3)	成長量(m3/年)
制限林地	制一用	11,004.58	2,146,421	53,203.0	80.91	12,186	176.2	65.80	11,151.29	583.72	11,735.01	2,158,607	53,379.2
	制優ス・ヒ	1,004.42	249,327	7,282.6	145.85	31,894	288.7	7.95	1,158.22	57.77	1,215.99	281,221	7,571.3
	制長大	6,625.73	1,298,972	32,560.7	71.54	7,936	159.1	0.03	6,697.30	327.36	7,024.66	1,306,908	32,719.8
	制択用	1,300.81	176,453	6,625.2	1,450.79	273,334	2,760.6	0.00	2,751.60	117.13	2,868.73	449,787	9,385.8
	制択広	12.20	991	66.5	541.91	105,311	870.3	0.00	554.11	25.15	579.26	106,302	936.8
	制し薪	2.78	62	4.9	169.23	30,080	364.7	4.88	176.89	9.78	186.67	30,142	369.6
	(制人部)	5,156.88	1,081,280	22,489.9	539.53	97,822	936.0	9.25	5,705.66	215.37	5,921.03	1,179,102	23,425.9
	(制天部)	13.71	3,110	68.4	311.99	64,372	457.8	0.00	325.70	8.60	334.30	67,482	526.2
	(制公移)	13,622.54	2,420,268	60,422.5	6,761.63	1,145,782	10,218.5	20.00	20,404.17	712.09	21,116.26	3,566,050	70,641.0
	(制林保)	1,860.50	328,777	8,661.4	21,282.89	2,967,747	15,586.8	0.00	23,143.39	1,550.26	24,693.65	3,296,524	24,248.2
	(制風存)	1,282.12	254,659	5,486.7	17,591.77	2,555,869	7,538.1	0.07	18,873.96	1,107.69	19,981.65	2,810,528	13,024.8
	(制水全)	722.67	131,789	2,523.2	1,147.19	144,432	594.8	0.93	1,870.79	143.34	2,014.13	276,221	3,118.0
	(制水整)	1,933.83	310,271	8,846.2	261.18	34,761	549.4	0.00	2,195.01	113.92	2,308.93	345,032	9,395.6
	(制壱高-1)	4,062.53	860,662	23,496.5	1,878.12	300,241	5,277.6	0.00	5,940.65	275.62	6,216.27	1,160,903	28,774.1
	(制壱高-2)	6.84	877	2.4	9,132.43	1,658,619	752.0	0.00	9,139.27	925.93	10,065.20	1,659,496	754.4
	(制壱高-3)	452.58	85,678	2,186.8	9,727.57	1,710,436	1,483.0	0.00	10,180.15	938.79	11,118.94	1,796,114	3,669.8
	(制保健)	771.67	157,639	2,852.4	1,005.63	147,995	902.2	0.00	1,777.30	112.36	1,889.66	305,634	3,754.6
(制その他)	255.95	53,282	767.0	441.20	68,700	224.1	0.00	697.15	41.94	739.09	121,982	991.1	
計	50,092.34	9,560,518	237,546.3	72,541.36	11,357,517	49,139.9	108.91	122,742.61	7,266.82	130,009.43	20,918,035	286,686.2	
普通林地	普一用	2,100.22	443,707	9,992.4	301.91	63,052	292.6	4.94	2,407.07	78.54	2,485.61	506,759	10,285.0
	普優ス・ヒ	208.14	62,499	1,704.6	28.77	5,392	82.5	0.00	236.91	6.01	242.92	67,891	1,787.1
	普長大	1,189.85	387,604	9,055.0	2.74	350	9.7	0.00	1,192.59	49.23	1,241.82	387,954	9,064.7
	普択用	158.87	64,178	1,565.7	329.84	64,412	630.7	0.00	488.71	23.99	512.70	128,590	2,196.4
	普択広	4.21	133	9.5	153.75	29,250	315.9	0.00	157.96	5.37	163.33	29,383	325.4
	普し薪	0.00	0	0.0	59.22	11,812	147.1	0.00	59.22	1.87	61.09	11,812	147.1
	(普人部)	3,115.50	709,765	11,941.8	106.32	21,102	298.1	17.49	3,239.31	106.11	3,345.42	730,867	12,239.9
	(普天部)	0.00	0	0.0	45.47	13,059	22.4	0.00	45.47	0.01	45.48	13,059	22.4
	(普公移)	1,672.64	359,754	8,976.1	1,107.74	230,995	2,596.3	0.36	2,780.74	51.76	2,832.50	590,749	11,572.4
	(普林保)	111.06	25,899	652.1	1,515.48	265,550	3,657.0	0.07	1,626.61	69.65	1,696.26	291,449	4,309.1
	(普風存)	8.01	1,825	16.5	583.06	91,435	855.4	0.00	591.07	31.77	622.84	93,260	871.9
	(普水全)	43.50	8,492	97.6	182.63	32,996	270.3	0.00	226.13	3.52	229.65	41,488	367.9
	(普壱高-1)	9.37	1,336	31.9	0.00	0	0.0	0.00	9.37	0.24	9.61	1,336	31.9
	(普壱高-2)	0.00	0	0.0	52.09	10,269	0.0	0.00	52.09	0.76	52.85	10,269	0.0
	(普保健)	9.55	1,099	13.2	143.21	21,527	133.8	0.78	153.54	8.42	161.96	22,626	147.0
	(普その他)	20.71	8,163	83.9	36.89	11,090	15.3	0.00	57.60	0.52	58.12	19,253	99.2
	計	8,651.63	2,074,454	44,140.3	4,649.12	872,291	9,327.1	23.64	13,324.39	437.77	13,762.16	2,946,745	53,467.4
計	58,743.97	11,634,972	281,686.6	77,190.48	12,229,808	58,467.0	132.55	136,067.00	7,704.59	143,771.59	23,864,780	340,153.6	
除地											14,469.80	90,955	
合計	58,743.97	11,634,972	281,686.6	77,190.48	12,229,808	58,467.0	132.55	136,067.00	7,704.59	158,241.39	23,955,735	340,153.6	

5-2 作業団（作業団に準ずる単位）ごとの施業方法の基準及び更新樹種、伐期齢

公益的機能の維持増進と多様な木材の持続的生産を図るため作業団を設定し、作業団ごとの施業方法の基準により適切な施業管理を行うこととします。

- (1) 制限林地一般用材林作業団（制一用）
普通林地一般用材林作業団（普一用）

ア 作業種

一般用材生産林作業とし、皆伐の場合、跡地更新は原則として人工植栽とします。

イ 更新樹種

更新樹種については、植栽箇所における地域、標高、土壤型を中心に地形、地質、土壤、気象などの立地条件や生態的特質を十分考慮し選定します。

ウ 伐期齢

伐期齢については、経済性（利用径級）を考慮して、生産目標とする径級に到達する時期とし、次のとおりとします。

ただし、市町村整備計画で定める標準伐期齢以上とします。

- 生産目標

柱適寸材（10.5cm角以上）、集成材利用適寸材（10.5cm角以上）

広葉樹家具・木工用材（丸太径30cm以上）

樹種	利用末口 径級 (cm)	利用 径級 (cm)	伐期齢	
			地位 (上)	地位 (中)
スギ	18	20	30	45
ヒノキ	18	20	40	60
アカマツ	18	24	35	55
カラマツ	18	24	35	50
シラベ	20	24	45	55
モミ外針葉樹	20	24	40	65
広葉樹	30	36	60	110

エ 施業の基準

① 伐採の方法

区 分		施 業 方 法 の 基 準
主 伐	伐区の 面 積	○ 伐区は10ha以下、土砂流出防備保安林、砂防指定地内、富士山世界遺産構成資産内については5ha以下とします。
	伐区 の 形 状	○ なるべく等高線に沿って設定し、傾斜30度以上で斜面長300m以上の場合には、垂直的な接続は避け、搬出関係や更新の関係を考慮し、なるべく長方形になるよう設けます。 ○ 風の強く当たる尾根筋、沢沿い及び道路沿いの急斜地には必ず保護樹帯を設けます。
間 伐		○ 附属資料32「間伐実施方針」及び一般用材林施業育林大系作業手順に基づき適切に実施することとします。 ○ 複層林施業実施林分においては、下木（樹下植栽木）の生育状況及び上木の成長、枝張状況を見ながら相対照度30%以上の環境を保持できるよう上木の伐採、整理や枝落としを行うこととします。実施時期は下木の除伐終了以降行うこととし、地形、気象条件等により数回に分け伐採する場合は原則として5年以上間隔をおくこととします。

※ 伐採率は法令等の制限のある林地はその範囲内とします。

※ 地位「下」の箇所は経済性を考慮し、公益的施業を実施します。

② 更新の方法

更新の区分別に施業方法の基準を次のとおり定めますが、地域性や生態的特質を踏まえて現地に則した方法を採用し、健全な林分の造成を図るものとします。

区 分		施 業 方 法 の 基 準															
新 植	地 拵	<p>○ 全刈り地拵えとします。ただし、天然の有用樹種は植栽木に準じて取り扱うものとします。</p> <p>○ 地拵えの方法は、集積方法とし、特に崩壊の恐れのある地域では、生木棚積地拵えを採用し、林地の保全に努めます。</p>															
	植 付	<p>○ 健全な苗木を用い原則として正方形植えとし、丁寧な植付により活着率の向上と植栽当年からの旺盛な成長を期待します。</p> <p>○ 植付時期は春植えを原則とします。</p>															
	植栽本数	<p>○ 植栽本数の基準は、適正な密度管理の実施により、形質良好な材の生産と林分の健全性維持を目的とし、既往の成林状況を考慮して「植栽本数算定表」（附属資料38）のとおりとしますが、有用天然稚樹の発生等に十分配慮して定めるものとします。</p> <p>ただし、保安林において指定施業要件で植栽本数が定められている場合は、それ以上とします。</p> <p>植栽本数算定表(概要) 単位:本</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th>地位(上)</th> <th>地位(中)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スギ</td> <td>2,100</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>ヒノキ</td> <td>2,300</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>アカマツ</td> <td>2,600</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>カラマツ</td> <td>2,300</td> <td>(2,300※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ カラマツ地位(中)の再造林地は、実生木の生育適地であることを踏まえ、前生稚幼樹を保残し、侵入広葉樹等と合わせた育成に努めることとし、植栽本数は2,300本を標準とする。</p>	樹種	地位(上)	地位(中)	スギ	2,100	2,700	ヒノキ	2,300	3,000	アカマツ	2,600	3,000	カラマツ	2,300	(2,300※)
	樹種	地位(上)	地位(中)														
スギ	2,100	2,700															
ヒノキ	2,300	3,000															
アカマツ	2,600	3,000															
カラマツ	2,300	(2,300※)															
更新期間	<p>○ 更新期間は地表の裸出期間を短くし、森林機能の回復を早めるため、伐採の翌々年度末までに完了するものとします。</p>																
補 植	<p>○ 枯損歩合が10%以下で点状に枯損している（カラマツでは群状枯損を含む20%以下）場合は、原則として行いません。</p> <p>ただし、枯損が群状的であり、その成林に支障があると認められる場合は行います。基本的には新植の翌年度までに大苗を用いて植栽を行い、遅くとも2年以内には完了させます。</p>																

区 分	施 業 方 法 の 基 準
改 植	<p>枯損又は不成績の原因を調査究明し、植栽樹種等を十分検討の上、できるだけ早期に行います。また、改植以外の方法についても十分に検討し、県有林管理上有利な選択をするようにします。</p> <p>なお、改植する場合の基準は次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 林齢5年生以下の造林地 <ul style="list-style-type: none"> ・当初新植区域において新植本数の50%以上が枯損又は不成績により、将来成林の見込みがないと認められる場合。 ・前号の枯損歩合が50%未満であっても、枯損又は不成績部分の面積が団状で1 ha以上に及ぶ場合。 ○ 林齢6年生以上10年生以下の造林地 <ul style="list-style-type: none"> ・1小班において植栽本数の50%以上が枯損又は不成績により、将来成林の見込みがないと認められる場合。ただし、面積が1 ha未満で林齢差、搬出関係から将来の収穫時に支障があると認められる場合を除きます。 ・前号の枯損歩合が50%未満であっても、枯損又は不成績部分の面積が団状で1 ha以上に及ぶ場合。また、面積が1 ha未満であっても林齢差、搬出関係から将来の収穫時に支障がないと認められる場合。 ○ 林齢11年生以上の造林地 <ul style="list-style-type: none"> ・地位、地利とも良好で、改植することが適当と認められる箇所以外は、原則として改植は行いません。

③ 保育の方法

本計画における樹種別の保育基準は次のとおりです。保育は成林の可否を決定するものであるため、この基準をふまえ、箇所ごとの生育状況等に応じて適期に、かつ適切な施業を行うものとします。

a 下刈

- ・ 原則として全刈りとします。回数は年1回とし、必要に応じて2回刈りを実施します。
- ・ 時期は6月上旬～8月上旬とします。
- ・ 下刈終了時点の基準は、植栽木が雑草類の最大伸長に対して、1.5倍となっ

た時期を目途とします。

- ・ 造林地内に生育の良好な有用稚幼樹があり、造林木の生育に支障とならない場合は保残して育成するなど、必要以上の下刈は行わないものとします。

区 分	樹種	回数	実 行 基 準 年 度	備 考
下 刈	スギ	5	新植の年から連年 (1～5)	
	ヒノキ	6	〃 (1～6)	
	アカマツ	4	〃 (1～4)	
	カラマツ	4	〃 (1～4)	
	シラベ	4	新植の翌年から連年 (2～5)	
	モミ外針葉樹	5	新植の年から連年 (1～5)	
	広葉樹	5	〃 (1～5)	

b つる切

- ・ つる類の発生が林地によって著しく差があるため、現地の実態に即した施業を実施することとし、局所的につる類の多い箇所では薬剤処理を行って根絶を図るようにします。特に、積雪の多い場所や風の強い所では、樹幹が折損するので、適切なつる切が必要です。
- ・ 時期はつる類の繁茂する6～7月とします。

区 分	樹種	回数	実 行 基 準 年 度	備 考
つ る 切	スギ	3	新植の年から 6、8、12年	
	ヒノキ	3	〃 7、9、13年	
	アカマツ	2	〃 6、8年	
	カラマツ	2	〃 6、8年	
	広葉樹	2	〃 6、8年	

c 除 伐

- ・ 造林木の生育を阻害している目的外樹種と、造林木でも形質不良なもの、及び将来成長の見込みのないものについて行います。
- ・ 回数は原則として2回とし、2回目の除伐については、植栽木間の競合を排除し、適正な林分成立本数を確保するため、植栽木も併せて除去します。
- ・ 天然生の有用樹は、造林木の生育の支障にならない限り保残して育成します。

特にカラマツ、シラベ造林地については積極的に有用樹を保残するよう努めます。

区 分	樹種	回数	実 行 基 準 年 度		備 考
除 伐	スギ	2	新植の年から	10、15年	
	ヒノキ	2	〃	11、15年	
	アカマツ	2	〃	10、15年	
	カラマツ	2	〃	10、15年	
	シラベ	1	〃	15年	
	モミ外針葉樹	2	〃	11、15年	
	広葉樹	2	〃	10、15年	

d 枝 打

- ・ スギ、ヒノキについて行い、劣勢木、曲がり木、二股木、障害木を除き一番玉を採材し得る枝下高4 mまで行います。
- ・ 作業適期は、成長の休止期間ですが、最適期は早春の樹液流動の直前です。寒冷地では、冬期間に行うと切り口が凍る恐れがあるので、厳寒期は避けて行います。
- ・ 作業は、枝打用鋸等を用いて枝下の樹皮をむかないよう十分注意し、切り口が平滑かつ小さくなるよう行います。
- ・ 1回目の開始時期は、樹高が4 m以上で胸高直径が8 cmに達する前までに実施し、以降の実施時期は節の巻き込みを考慮し、枝打実施前後の枝下高直径が8 cmを越えない時点で行います。

区 分	樹種	回数	実 行 基 準 年 度		備 考
枝 打	スギ	2	新植の年から	11、20年	地位中の場合
	ヒノキ	2	〃	12、21年	

④ 保護

病虫害、気象害、野兎鼠害等への抵抗力を高めるため、適期、適切な保育により森林自体の健全化に努めます。また、部分的に天然林の保護樹帯を設け、被害の発生、蔓延防止に努めるとともに、早期発見の上、効率的な防除を行います。

特に松くい虫の被害については、被害の蔓延を防止するため、早期に被害木を処理するとともに、必要に応じて樹種転換を行います。

また、大型野生動物による食害などの被害を防ぐために、造林地への侵入防止柵や造林木への防護ネットの設置等による防除を行うこととします。

表5-8 一般用材林作業団の樹種別初期保育基準

樹種	林 齢														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	○	○	○	○	○	△		△		□	◇	△			□
ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△		△		□	◇	△		□
アカマツ	○	○	○	○		△		△		□					□
カラマツ	○	○	○	○		△		△		□					□
シラベ		○	○	○	○										□
モミ外針葉樹	○	○	○	○	○						□				□
広葉樹	○	○	○	○	○	△		△		□					□

○：下刈 △：つる切 □：除伐 ◇：枝打

- (2) 制限林地スギ・ヒノキ優良材作業団（制優ス・ヒ）
 普通林地スギ・ヒノキ優良材作業団（普優ス・ヒ）

ア 作業種

スギ・ヒノキ優良材生産林作業とし、皆伐後の跡地更新は原則として人工植栽とします。

イ 更新樹種

中径無節の柱材生産を目標とするため、更新樹種はヒノキを主体に考え、一部沢筋にはスギの植栽を行います。

ウ 伐期齢

伐期齢は経済性（利用径級）を考慮して、生産目標に対応する径級に到達する林齢とし、次のとおり定めます。

- ・ 生産目標

無節柱材 6 mあるいは 3 mを 2 玉生産できる程度。

樹種	利用末口径級 (cm)	利用径級 (cm)	伐期齢 (主伐の時期)
スギ	18	24	35～
ヒノキ	18	24	45～

エ 施業の基準

① 伐採の方法

区分	施業方法の基準
主伐	○ 皆伐を原則とし、伐区は10ha以下、土砂流出防備保安林については5ha以下とします。
間伐	○ ヒノキの間伐は「附属資料17 優良材生産林ヒノキの「育林体系」に基づき、林分の成立本数を適正な密度に調節すること（林分密度管理図から収量比数（Ry）0.85→0.75の密仕立てに調節する）によって、形質良好な残存木の成長促進を図り、生産目標に合致した林分を造成するため、定性的定量間伐を行います。なお、間伐の回数3回とします。

※ 上記以外については（1）制一用、普一用と同様とします。

② 更新の方法

区 分		施 業 方 法 の 基 準
新 植	植栽本数	植栽本数は4,500本とし、正方形植えとします。

※ 上記以外については（1）制一用、普一用と同様とします。

③ 保育の方法

区 分		施 業 方 法 の 基 準
枝 打		ヒノキの枝打は無節の柱材（3 m材）2玉の生産を目標として、枝下高7 mまでを原則として4回（新植の年から10、13、16、20年を基準）にわたって行います。開始時期は枝打高直径8cmを目途とします。

※ 上記以外については（1）制一用、普一用と同様とします。

(3) 制限林地長伐期大径材作業団 (制長大)
普通林地長伐期大径材作業団 (普長大)

ア 作業種

長伐期大径材生産林作業とし、皆伐の場合、跡地更新は原則として人工植栽とします。

イ 更新樹種

更新樹種についてはスギ、ヒノキ、カラマツ、シラベ外針葉樹等の前生樹種を原則としますが、既往の成林状況を考慮して選定します。

ウ 伐期齢

伐期齢は経済性(利用径級)を考慮して、生産目標に対応する径級に到達する林齢とし、次のとおり定めます。

・ 生産目標

梁材(12.0cm角×24.0~30.0cm角)、床材・柱材(6m)

樹種	利用末口径級	利用径級 (cm)	伐期齢 (主伐の時期)
スギ	30	34	80~
ヒノキ	30	34	90~
アカマツ	30	34	80~
カラマツ	30	34	70~
シラベ外針葉樹	30	34	80~

※ 市町村森林整備計画・森林経営計画で長伐期施業が計画されている箇所の伐期齢は原則として概ね標準伐期齢×2倍以上とします。

エ 施業の基準

区分	施業方法の基準
主伐	○ 皆伐を原則とし、伐区は10ha以下、土砂流出防備保安林、砂防指定地内、富士山世界遺産構成資産内については、5ha以下とします。また、溪流沿い等の水土保持機能の高度発揮を図る必要がある箇所については、保護樹帯を設けて、択伐施業とします。
間伐	○ 附属資料32「間伐実施方針」及び一般用材林施業育林体系図作業手順に基づき適切に実施することとしますが、標準伐期齢以降は直径成長を促すため、一般用材林施業育林体系図作業手順の間伐実施の目安となる収量比数-0.05を越えた時点を目安に、風害、雪害の影響を受けないよう形状比や地形等を十分考慮しながら、伐採率30～40%の間伐を実施します。なお、伐期の10年前以降は、間伐を実施しないこととします。

※ 伐採率は法令等の制限のある林地はその範囲内とします。

※ 上記以外については（1）制一用、普一用と同様とします。

オ カラマツ根株心腐病被害対策

傾斜25度以下の緩斜面地、谷筋等集水地形、及び土壌の浅いところに固結層の存在する地面では、一時的な滞水により土壌湿度が高くなります。このような箇所では根株心腐病の被害の発生頻度が高くなります。伐採により根株心腐病による被害が大きい箇所及びその周辺のカラマツ林については、利用径級未満であっても樹種転換を行い、森林の健全化に努めます。

また、根株心腐病は根元の傷から樹幹内に侵入しますが、幹上部の傷からも他の腐朽菌の侵入が考えられます。このため、長伐期カラマツ林の間伐は、残存木を傷つけないよう若齢林の間伐から十分注意して作業を行うとともに、下層の有用広葉樹等の保残にも努めます。

(4) 制限林地択伐用材林作業団 (制択用)
普通林地択伐用材林作業団 (普択用)

ア 作業種

択伐用材林作業とし、跡地更新は原則として天然下種更新としますが、保安林整備事業による改植施行地や地位、地利が高い林分では人工植栽も行い、複層林施業を行います。

イ 更新樹種

更新樹種は天然生の有用樹を母樹としますが、人工植栽の場合は原則としてスギ、ヒノキとします。

ウ 伐期齢、回帰年

スギ、ヒノキについては概ね60年、回帰年は20年とします。

その他の樹種については概ね120年、回帰年は40年とします。

エ 施業の基準

区 分	施 業 方 法 の 基 準
主 伐	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伐採率30%の択伐を原則とします。 ○ 残存木の配置状況に留意し、適切な伐採を行います。 ○ 群状択伐の群の大きさは、500㎡を基準とします。円形（直径25m）、方形（22m×22m）、不定形の3形状とし、搬出や地形に合わせて選択します。 ○ 帯状択伐の伐採幅は樹高の高さの1/2～1を基準とします。
間 伐 受 光 伐 整 理 伐	<ul style="list-style-type: none"> ○ スギ、ヒノキ林分においては下木の生育及び下層植生の発達を促すため、上木の本数調整に留意することとします。 ○ 受光伐は林内照度30%以上を目安に、適正な本数へ誘導します。 ○ 優良樹種育成のため、必要に応じて不用木の除去、又は不良木の淘汰を実施します。

※ 伐採率は法令等の制限のある林地はその範囲内とします。

※ 上記以外については(1)制一用、普一用と同様とします。

※ 保安林整備事業箇所は、治山技術基準（保安林整備編）に即した整備を行います。

(5) 制限林地広葉樹択伐用材林作業団 (制択広)
 普通林地広葉樹択伐用材林作業団 (普択広)

ア 作業種

有用広葉樹択伐用材林作業とし、跡地更新は天然下種更新とします。

イ 伐期齢、回帰年

有用広葉樹は樹種が多く、用途に対する目的、径級も多様ですが、ミズナラを基準として120年(期待径級40cm)とします。回帰年は40年とします。

(有用広葉樹一覧表については附属資料31を参照)

ウ 施業の基準

区 分	施 業 方 法 の 基 準
伐 採	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伐採率30%の択伐を原則とするが、一部小面積皆伐も取り入れます。この場合、伐区は種子の飛散距離を考慮し母樹の風上側については樹高の等倍、風下側については樹高の2倍以内とします。 ○ 群状、带状択伐の基準は制択用、普択用に準じます。
保 育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通直な枝下高の高い材の生産を目指し、若齢級の間は密仕立てとし、高齢級に達した林分については肥大成長を期待し、疎仕立てとします。

※ 伐採率は法令等の制限のある林地はその範囲内とします。

(6) 制限林地しいたけ薪炭林作業団 (制し薪)
 普通林地しいたけ薪炭林作業団 (普し薪)

ア 作業種

しいたけ原木や薪炭材生産林作業とし、皆伐の場合、跡地は萌芽更新を主体とし、必要に応じて植栽も行います。

イ 更新樹種

更新樹種は現存樹種のうち、しいたけ原木として利用価値が高く、かつ萌芽力もあり、成長の旺盛なコナラ、クヌギ、ミズナラ、シデ、カエデ、ハンノキ、カンバ等の広葉樹とします。

ウ 伐期齢

伐期齢については、しいたけ原木や薪炭材としての利用径級と萌芽成長の旺盛な林齢を考慮し20年とします。

エ 施業の基準

区 分	施 業 方 法 の 基 準
伐 採	○ できる限り地際近くを平滑に、かつ幾分傾斜をつけ、萌芽更新が容易になるように行います。
	○ 時期については樹液流動が休止期に入る10月末から1月を選ぶようにします。
	○ 萌芽成長の阻害とならないように末木枝条の片付けを行います。
	○ 萌芽力に対する影響を考慮し、原則として1 ha以下とし、連続して伐区を設けようとする場合は、保護樹帯を設けるか、隣接林分の成林が見込まれてからとします。
保 育	○ 優良樹種育成のため、必要に応じて芽かき（台木を整理し、1株2～3芽とする）および除伐を実施します。

※ 伐採率は法令等の制限のある林地はその範囲内とします。

(7) 制限林地公益移行林作業団 (制公移)

普通林地公益移行林作業団 (普公移)

ア 作業種

公益的機能の発揮を重視するため、原則非皆伐とし、育成複層林型間伐作業により前生稚幼樹の成長や有用広葉樹等の発生を促し、単層の人工林を針広混交林に誘導していきます。

イ 施業の基準

区 分	施 業 方 法 の 基 準															
伐 採	<p>○ 伐採方法は、定性単木伐採、群状伐採、带状伐採、列状伐採としますが、獣害の激化に伴い当面は、定性単木伐採、列状伐採とし、更新が促進されるよう残存木の配置状況に留意しつつ、搬出方法や地形に応じて選択します。</p> <p>○ 伐採の実施にあたっては、侵入広葉樹等の保残に努め、林内相対照度が30%以上を保持できるよう、相対照度 (RLI) と収量比数 (Ry) の関係を基に、形状比や地形等十分考慮しながら、適正な本数へ誘導するものとします。</p> <p>相対照度と収量比数の関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th>関係式</th> <th>相対照度30%の収量比数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スギ</td> <td>$RLI = -78.0 \times Ry + 86.0$</td> <td>$Ry = 0.71$</td> </tr> <tr> <td>ヒノキ</td> <td>$RLI = -85.0 \times Ry + 87.6$</td> <td>$Ry = 0.67$</td> </tr> <tr> <td>アカマツ</td> <td>$RLI = -89.3 \times Ry + 95.0$</td> <td>$Ry = 0.72$</td> </tr> <tr> <td>カラマツ</td> <td>$RLI = -75.8 \times Ry + 75.0$</td> <td>$Ry = 0.59$</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ モミ、シラベはヒノキを準用します。</p>	樹種	関係式	相対照度30%の収量比数	スギ	$RLI = -78.0 \times Ry + 86.0$	$Ry = 0.71$	ヒノキ	$RLI = -85.0 \times Ry + 87.6$	$Ry = 0.67$	アカマツ	$RLI = -89.3 \times Ry + 95.0$	$Ry = 0.72$	カラマツ	$RLI = -75.8 \times Ry + 75.0$	$Ry = 0.59$
樹種	関係式	相対照度30%の収量比数														
スギ	$RLI = -78.0 \times Ry + 86.0$	$Ry = 0.71$														
ヒノキ	$RLI = -85.0 \times Ry + 87.6$	$Ry = 0.67$														
アカマツ	$RLI = -89.3 \times Ry + 95.0$	$Ry = 0.72$														
カラマツ	$RLI = -75.8 \times Ry + 75.0$	$Ry = 0.59$														

※ 伐採率は法令等の制限のある林地はその範囲内とします。

※ 上記以外については(1)制一用、普一用と同様とします。

※ 保安林整備事業箇所は、治山技術基準(保安林整備編)に則した整備を行います。

- (8) 制限林地人工部分林、制限林地天然部分林（制人部、制天部）
普通林地人工部分林、普通林地天然部分林（普人部、普天部）

部分林については原則として「指令書条項」に基づいた施業方法により施業することとします。なお、具体的な施業については、県の一般施業地に準じて「伐採造林計画簿」に指定します。

- (9) 制限林地林地保全林（制林保）
普通林地林地保全林（普林保）

林地保全林は主として崩壊地周辺や荒廃溪流沿いなど、荒廃の拡大する危険性のある地域、ならびに地形、地質上から皆伐することにより荒廃の危険性のある森林です。従って、林地ならびに流域保全のため原則として禁伐とします。

ただし、保全機能の強化を図る必要がある箇所においては、積極的に保安施設の拡充整備を図ります。

- (10) 制限林地風致保存林（制風存）
普通林地風致保存林（普風存）

風致保存林は自然公園の特別地域、自然環境保全地区、その他風致景観上において保存を必要とする地域です。従って、木材生産のための森林施業は原則として見合わせることにします。

ただし、風致景観や自然環境の維持増進を図る必要がある箇所においては、択伐又は漸伐作業等の保全施業を実施します。

- (11) 制限林地水源保全林（制水全）
普通林地水源保全林（普水全）

ダム保全のため、湛水区域上部の森林について、水源涵養^{かん}、景観保全、土砂流入防止等の諸機能をより高めることを目的として設けるものです。エリアは既設のダム、及びダム予定地の上部の両側、概ね1km幅の区域とします。

伐採は原則として択伐とし、路網の整備と一体的に、人工林については複層林施業、天然林については育成天然林施業等、非皆伐施業を実施します。

また、保安施設の拡充整備を図ります。

- (12) 制限林地水源整備林（制水整）
普通林地水源整備林（普水整）

制限林地で、水源地域における荒廃森林の総合的な水源地域整備事業等の治山事業で森林整備を実施した区域です。従って、水源保全を図るため原則として択伐施業とします。

- (13) 制限林地亜高山帯の1、制限林地亜高山帯の2、制限林地亜高山帯の3
（制亜高－1、制亜高－2、制亜高－3）
普通林地亜高山帯の1、普通林地亜高山帯の2
（普亜高－1、普亜高－2）

これらの亜高山帯（概ね標高1,800m以上の地域）の森林は、主要流域の源流部や山岳の頂上部ならびに稜線部に位置し、国土保全および水資源の涵養^{かん}、ならびに風致景観の保全上から重要な地域です。

このうち、制亜高山－3については、自然公園の第2種特別地域以上および自然環境保全地区であり、原則として禁伐とします。

しかし、既往施業地である制（普）亜高－1と制（普）亜高－2の人工造林地については、成林の確実を期すため制（普）一用に準じた保育施業を実施します。

- (14) 制限林地保健休養林（制保健）
普通林地保健休養林（普保健）

保健休養林は森林の保健休養的利用、すなわち森林レクリエーション、森林スポーツ、自然探索、屋外生活の体験などを行う地域です。このため、森林施業はそれぞれの保健休養林の利用目的に沿った風致維持の施業を実施することとします。

- (15) 制限林地その他（制その他）
普通林地その他（普その他）

学術参考林、試験林、見本林、研修林、母樹林、防火保安林、記念林、次代検定林などは、それぞれの目的に沿った必要な森林施業を実施します。（有用広葉樹母樹林、普通母樹林、記念林については制（普）一用と同じ施業を行います。）

※ いずれも伐採率は法令等の制限のある林地はその範囲内とします。

表5-9 作業団ごとの施業方法の基準一覧表



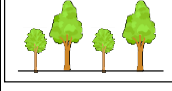

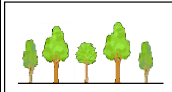
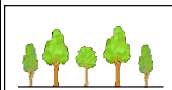



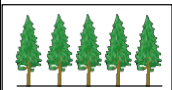
作業団	作業団の内容	伐採種・伐区	伐期齢	更新方法	更新樹種	間伐	他保育	導入可能事業		目標とする姿
								県造林	治山事業	
制一用 普一用	経済林として一般用材の生産を主な目標とする。	皆伐 (10ha以下、土砂流出防備保安林、砂防指定地、富士山世界遺産構成資産内は5ha以下)	スギ 30年 ヒノキ 40年 アカマツ 35年 カラマツ 35年 シラベ 45年 保安林は標準伐期齢以上	人工植栽	地域、標高、土壌型を中心に考慮し選定。	一般用材林施業育林体系による。	下刈：5回程度 つる切：2～3回 除伐：1～2回 枝打：2回 (スギ・ヒノキ 4m)	○		
制優ス・ヒ 普優ス・ヒ	経済林としてスギ・ヒノキの中径無節柱材の生産を主な目標とする。	皆伐 (10ha以下、土砂流出防備保安林は5ha以下)	スギ 35年 ヒノキ 45年 保安林は標準伐期齢以上	人工植栽	ヒノキ主体 一部沢筋スギ	優良材生産育林体系による。 密度管理を基本とした定性適量間伐、収量比数 (Ry)0.85→0.75の密仕立て。	枝打：3回 (スギ・ヒノキ 7m) 上記以外は一般用材林作業団と同様。	○		
制長大 普長大	経済林として大径材の生産を主な目標とする。	皆伐 (10ha以下、土砂流出防備保安林、砂防指定地、富士山世界遺産構成資産内は5ha以下)	スギ 80年 ヒノキ 90年 アカマツ 80年 カラマツ 70年 シラベ 80年	人工植栽	スギ ヒノキ カラマツ シラベ外 針葉樹等	標準伐期齢未満は一般用材林施業育林体系による。標準伐期齢以降は一般用材林施業体系の間伐実施の収量比数(Ry)→0.05を越えた時点を目安に伐採率30～40%の間伐。	一般用材林作業団と同様。	○	△	
制択用 普択用	経済林として択伐作業により木材資源の循環利用を推進する。	択伐 (伐採率30%)	スギ・ヒノキ 60年 (回帰年20年) その他樹種 120年 (回帰年40年)	人工植栽 天然下種更新	人工植栽はスギ ヒノキ	林内照度30%以上確保。	一般用材林作業団と同様。	○	○	
制択広 普択広	経済林として有用広葉樹大径材の生産を主な目標とする。	択伐 (伐採率30%) 小面積皆伐 (樹高の1～2倍)	120年 (回帰年40年)	天然下種更新		若齢林は密仕立て 高齢林は疎仕立て		○	○	
制し薪 普し薪	経済林としてしいたけ原木や薪炭材生産を主な目標とする。	択伐 小面積皆伐 (1ha以下)	20年	萌芽更新 人工植栽 (萌芽更新が見込めない箇所)	人工植栽はコナラ クヌギ ミスナラ等		萌芽更新樹を育成(芽かき、除伐等)	○		

※法令等で制限がある林地はその範囲内とします。

※導入可能事業の△印は、治山事業のうち一部事業のみ導入可能な作業団です。

※導入可能事業で治山事業に○印が無い箇所でも、既に治山事業を実施した箇所は、引き続き導入可能とします。

表5-10 作業団に準ずる単位ごとの作業方法の基準一覧表

作業団	作業団の内容	伐採種・伐区	伐期齢	更新方法	更新樹種	間伐	他保育	導入可能事業		目標とする姿	
								県造林	治山事業		
制公移 普公移	標高1,600m以上 や地位・地利が低 位な箇所。 公益的機能の発揮 を重視し、単層人工 林は針広混交林へ 積極的に誘導す る。	択伐 小面積皆伐 (ただし、獣害の 激化に伴い当面 主伐は実施せ ず)		人工植栽 天然下種更新			標準伐期齢未満は一般 用材林施業育林体系に 準ずる。 標準伐期齢以降は相対 照度30%以上を確保。	不用木除去、かき起こし 等実施。 上記以外は一般用材林 作業団と同様。	○	○	
制林保 普林保	林地保全上重要な 箇所。 木材生産のための 森林施業は見合わ せる。	禁伐					保全機能の強化を図る 必要がある箇所は、積 極的に保安施設の拡充 整備。	○	○		
制風存 普風存	風致景観上重要な 箇所。 木材生産のための 森林施業は見合わ せる。	択伐		人工植栽 天然下種更新			風致景観や自然環境の 維持増進に必要な施業 を実施。	○	○		
制亜高-1 普亜高-1	亜高山帯(標高 1,800m以上)で既 往の施業が行われ た箇所。	択伐		天然下種更新			一般用材林作業団と同 様。	○	○		
制亜高-2 普亜高-2	亜高山帯(標高 1,800m以上)で自 然状態が保存され ている林地。	択伐		天然下種更新			一般用材林作業団と同 様。	○	○		
制亜高-3	亜高山帯(標高 1,800m以上)で風 致上特に重要な箇 所。	禁伐						○	○		
制水全 普水全	ダム等湛水区域上 部の箇所。 諸機能をより高める ため、人工林につ いては複層林施 業、天然林につ いては育成天然林 施業を実施する。	択伐		人工植栽 天然下種更新			人工林は複層林施業、 天然林は育成天然林施 業。	○	○		
制水整 普水整	水源地域における 荒廃森林の総合的 な水源地域整備事 業等の治山事業で 森林整備を実施し た箇所。	択伐		人工植栽 天然下種更新				○	○		
制保健 普保健	保健休養の利用を 行う箇所。 利用目的に沿った 風致維持の施業を 実施する。	択伐 皆伐 (2ha以下)		人工植栽 天然下種更新			保健休養林の目的に 沿った風致維持の施業 を実施。	○	○		
その他	学術参考林・試験 林・見本林・研修 林・母樹林・防火保 安林・記念林・次代 検定林等。						それぞれの目的に沿 った必要な森林施業を 実施。 母樹林、記念林につ いては一般用材林作業 団と同様。	○	○		
制人部 普人部 制天部 普天部	部分林設定してい る林地。	皆伐					「指令書条項」に基づ いた施業方法により施業。 具体的な施業につ いては、一般用材林作業 団に準ずる。		△		

※法令等で制限がある林地はその範囲内とします。
 ※導入可能事業の△印は、治山事業のうち一部事業のみ導入可能な作業団です。
 ※導入可能事業で治山事業に○印が無い箇所でも、既に治山事業を実施した箇所は、引き続き導入可能とします。

表5-11 樹種別利用径級と主な製品用途

樹種	利用末口径級(cm)	主な製品用途
スギ ヒノキ	6～16	チップ、杭木、垂木、間柱、母屋 等
	18～28	柱（心持ち）、鴨居、貫、野地板、下地板 廻り縁、竿縁、足場板 等
	30～48	柱（心去り役物）、垂木、梁、桁、間柱 鴨居、割角 等
	50～	柱（心去り役物）、長押、平桁、梁、桁 割角 等
アカマツ カラマツ	6～	チップ、杭木 等
	14～	チップ、合板 等
	18～	合板、集成材 等
	30～	梁、床材、腰板、合板、集成材 等
シラベ外 針葉樹	6～	チップ
	20～	家具材、木工用材 等
広葉樹	6～	チップ、シイタケ原木（クヌギ、ナラ） 薪炭材 等
	20～	チップ、薪材、土台（クリ） 等
	30～	チップ、土台（クリ）、柱（ケヤキ）、床材 家具材、木工用材 等

5-3 保護樹帯の設定と施業方法

造林地の保護及び森林の有する公益的機能の発揮に配慮するため、保護樹帯を設けます。設定箇所や区域、伐採の指針は次のとおりとします。

(1) 設定箇所

- ア 林地の保護（風害、干害、病虫害のまん延防止等）のための保護樹帯
 - ・ 造林地周辺及び主要な尾根筋の主風をさえぎる方向、その他必要な箇所
- イ 水土保持（山腹崩壊防止、河川・道路の保護等）
 - ・ 崩壊地及び復旧過程にある旧崩壊地跡の周辺及び溪流・沢筋沿い、道路沿い
- ウ 景観維持のための保護樹帯
 - ・ 景観維持のため、あるいは保健休養的利用に供される主要な施設などの周辺及び道路沿いの必要な箇所
- エ 野生動物の移動経路確保のための保護樹帯
 - ・ 主要な尾根筋、溪流、沢筋沿い及び天然林が連続する箇所
- オ 原生的自然植生保護のための保護樹帯
 - ・ 厳正保存地域（自然公園特別保護地区及び第1種特別地域、自然環境保全地区、文化財指定地、風致保安林）と山梨県現存自然植生図で重複した原生的自然植生箇所に隣接する箇所のうち施業に留意が必要な箇所として指定した箇所（附属資料25）
- カ 溪畔林の保全再生指定箇所
 - ・ 溪畔林のうち、特に施業に留意すべき森林として指定した箇所（附属資料26）

(2) 区域

保護樹帯の幅は、尾根、溪流、沢筋においては片側概ね25m（水平距離）とし、それ以外の箇所においては概ね30mで設定するものとします。

溪畔林の保全再生指定箇所については、指定した面積を保護樹帯とします。

また、伐採林相が人工林で、連続した伐区とならないよう保残帯的な取り扱いをする箇所については、小班として管理ができる範囲（概ね1ha以上）を保残させることとします。

(3) 伐採

保護樹帯における伐採は、地形、風向、林分構成等を考慮し、保護樹帯の機能を損なわない範囲で択伐を行い針広混交林や広葉樹林に誘導していきます。

ただし、伐採林相が人工林で連続した伐区とならないよう保残帯的な取り扱いをする箇所については、設定目的が消失した時点（隣接する造林地が7年生に達した時点）で皆伐できるものとします。

5-4 標準伐採量及び標準更新面積等

(1) 標準伐採量及び標準更新面積算定の考え方

ア 標準伐採量および標準更新面積は県有林野管理規程第12条に基づき、収穫量が将来にわたり保続し、かつ、更新面積に著しい増減がないよう配慮して保続計算により算出します。

イ 保続計算は施業方法の類似している作業団を包括して行い、部分林は県施業地に準じて算定します。

- ・ 一般用材生産林（制（普）一用、制（普）人部、制（普）天部）
- ・ 優良材生産林（制（普）優ス・ヒ）
- ・ 長伐期大径材生産林（制（普）長大）
- ・ 有用広葉樹林（制（普）択広）
- ・ 択伐用材林（制（普）択用）
- ・ しいたけ薪炭林（制（普）し薪）
- ・ その他（制（普）公移、制（普）林保、制（普）風存、
制（普）亜高-1、制（普）亜高-2、制（普）亜高-3、
制（普）水全、制（普）水整、制（普）保健、制（普）その他）

ウ 高齢級林分の利用間伐の推進により、生産性の高い健全な人工林へ転換していきます。

エ 収穫予想表は別記附属資料のものを使用します。

オ 保続計算の期間はX分期（平成28年～平成77年）とします。

(2) 保続計算の内容

ア 一般用材生産林

- ・ 収穫量は主副林木合計を基準とします。
- ・ 主伐対象林分は、利用径級以上の人工林、天然林については200m³/ha林分とします。
- ・ 更新期間は実績を考慮して1.5年とします。

イ 優良材生産林、長伐期大径材生産林、有用広葉樹林

- ・ 保続計算は優良材生産林、長伐期大径材生産林、有用広葉樹林別に行います。
- ・ 利用径級以上の人工林の伐採を促進します。

ウ しいたけ薪炭林

- ・ 主伐対象林分はIV齢級以上とします。
- ・ 更新は萌芽を主体とするため、更新期間はないものとします。

エ 部分林

県施業地（以下「一般用材生産林」という）に準じて算定します。

(3) 標準伐採量

標準伐採量について、次のとおり一般林、部分林別に、そして、一般林については天然用材林、人工用材林、優良材生産林、長伐期大径材生産林、しいたけ薪炭林、作業団外別に、それぞれの保続計算の第I分期収穫量の2倍を基準として定めます。本計画での標準伐採量は752,200m³で、前計画に対して201,200m³、37%の増になります。

表5-12 標準伐採量

区分	本計画 (A)	前計画 (B)	前計画との対比	
			増減	A/B %
一般林	468,100	348,700	119,400	134.2%
部分林	218,500	142,000	76,500	153.9%
作業団外	65,600	60,300	5,300	108.8%
合計	752,200	551,000	201,200	136.5%

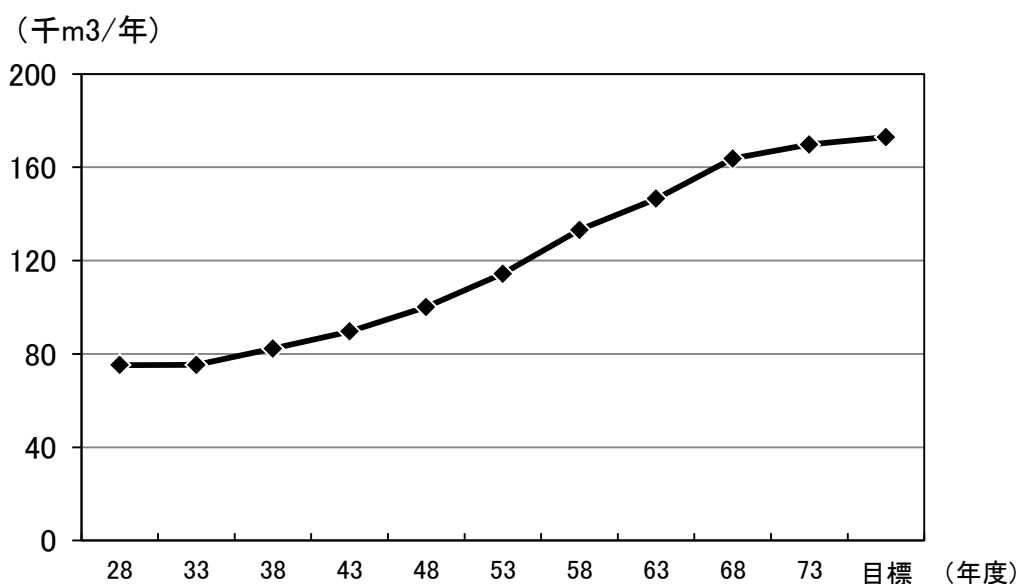


図5-1 収穫量の予測

(4) 標準更新面積

標準更新面積については一般林、部分林別に標準伐採量に見合う伐採面積を基準として定めます。

本計画での標準更新面積は1,666haで前計画に対し、397ha、31%の増となります。

表5-13 標準更新面積

区分	本計画 ha (A)			前計画 ha (B)			前計画との対比 A/B %		
	新植・改植	天然更新	計	新植・改植	天然更新	計	新植・改植	天然更新	計
一般林	839	16	855	753	6	759	111.4%	266.7%	112.6%
部分林	618		618	488		488	126.6%		126.6%
作業団外	55	14	69	22		22	250.0%		313.6%
合計	1,636	30	1,666	1,263	6	1,269	129.5%	500.0%	131.3%

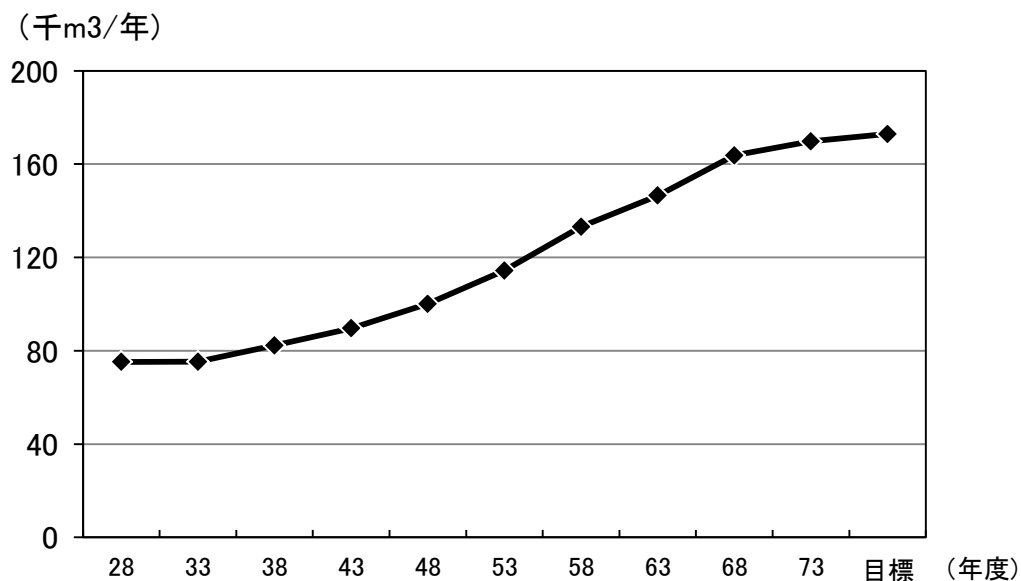


図5-2 更新面積の予測

表5-14 樹種別期待面積と割合

単位:ha

区分	種別	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針	広葉樹	伐跡地等	計
一般用材生産林 & 部分林	現在面積	774	4,943	4,478	7,692	1,975	2,916	97	22,875
	割合%	3%	22%	20%	34%	9%	13%	0%	100%
	期待面積	747	4,816	4,362	7,494	1,920	2,832	704	22,875
	割合%	3%	21%	19%	33%	8%	12%	3%	100%
スギ・ヒノキ 優良材 生産林	現在面積	218	824	38	92	20	195	8	1,395
	割合%	16%	59%	3%	7%	1%	14%	1%	100%
	期待面積	213	861	24	52	16	183	46	1,395
	割合%	15%	62%	2%	4%	1%	13%	3%	100%
長伐期大径材 生産林	現在面積	291	1,685	909	4,360	326	319	0	7,890
	割合%	4%	21%	12%	55%	4%	4%	0%	100%
	期待面積	283	1,635	877	4,250	315	314	217	7,890
	割合%	4%	21%	11%	54%	4%	4%	3%	100%
択伐用材林	現在面積	86	616	175	346	294	1,722	0	3,240
	割合%	3%	19%	5%	11%	9%	53%	0%	100%
	期待面積	83	598	175	343	288	1,666	86	3,240
	割合%	3%	18%	5%	11%	9%	51%	3%	100%
有用広葉樹 択伐林	現在面積	0	1	1	2	40	668	0	712
	割合%	0%	0%	0%	0%	6%	94%	0%	100%
	期待面積	0	0	0	0	40	648	24	712
	割合%	0%	0%	0%	0%	6%	91%	3%	100%
しいたけ 薪炭林	現在面積	0	0	0	0	13	218	5	236
	割合%	0%	0%	0%	0%	5%	92%	2%	100%
	期待面積	0	0	0	0	13	212	12	236
	割合%	0%	0%	0%	0%	5%	90%	5%	100%
公益移行林	現在面積	512	2,539	2,220	7,786	2,174	7,934	20	23,185
	割合%	2%	11%	10%	34%	9%	34%	0%	100%
	期待面積	450	2,230	1,950	6,839	2,025	9,619	72	23,185
	割合%	2%	10%	8%	29%	9%	41%	0%	100%
その他	現在面積	132	1,023	721	6,429	33,924	34,302	2	76,534
	割合%	0%	1%	1%	8%	44%	45%	0%	100%
	期待面積	132	1,022	720	6,424	33,920	34,300	16	76,534
	割合%	0%	1%	1%	8%	44%	45%	0%	100%
計	現在面積	2,012	11,631	8,542	26,707	38,766	48,276	133	136,067
	割合%	1%	9%	6%	20%	28%	35%	0%	100%
	期待面積	1,908	11,162	8,109	25,401	38,537	49,774	1,176	136,067
	割合%	1%	8%	6%	19%	28%	37%	1%	100%

5-5 伐採箇所ごとの伐採量等

(1) 伐採箇所の選定

今計画の伐採箇所については、原則として経済林を伐採することとし、次により選定しました。

ア 100年後の齢級の平準化に向け、路網計画と併せて伐採箇所の選定を行いました。

イ 天然林については、北富士演習場内の被弾木を含む林分の皆伐箇所のほか、地元生業用資材など多様な広葉樹需要に応えるため、経済林作業団における択伐箇所を選定しました。

ウ 国土保全、水源涵養ならびに自然環境の保全等、森林の公益的機能との調和に配慮し、伐採箇所はできる限り流域別に分散を図りました。

エ 生物多様性などを考慮し、皆伐については、尾根筋、溪流沿い等に保護樹帯を設置します。

オ 公益移行林内の育成複層林型間伐実施箇所で、木材の搬出が可能な林分については、収穫間伐箇所を選定しました。

カ 富士山世界遺産構成資産内においては、伐採による眺望景観の変化を抑制するため、伐採上限面積を1/2とする面積基準(10ha→5ha)を設定しました。

(2) 伐採箇所ごとの伐採量及び伐採方法

伐採箇所ごとの伐採量及び伐採方法は、別冊「伐採造林計画簿」に記載したとおりです。

(3) 伐採指定量

今計画における伐採量については表5-15～表5-19のとおりです。

県有林の伐採量は臨時植伐計画時代の昭和33年度をピークに年々減少傾向にありましたが、近年の木材需要の増加に伴い、今計画における主伐計画量は前計画に対して、135,000m³多い500,000m³になっています。

間伐計画量は、伐採・搬出の効率化に必要な林道、作業道を計画的に開設し、間伐材の有効利用を推進するため前計画に対して、65,000m³多い、250,000m³になっています。

表 5-15 伐採指定量

伐採種別	本計画量		前計画量	
	面積(ha)	材積(m3)	面積(ha)	材積(m3)
主伐	1,833.87	500,000	1,473.64	365,000
間伐	3,694.12	250,000	5,881.35	185,000
計	5,527.99	750,000	7,354.99	550,000

表 5-16 作業団別伐採指定量

単位:m3

区 分	一般林							部分林	合計
	用材林	優良材林	長伐期林	広葉樹 択伐林	椎茸・ 薪炭林	作業団外	計		
主 伐	254,198	23,593	18,008	332	134	8,193	304,458	195,542	500,000
間 伐	62,912	12,439	94,122			56,808	226,281	23,719	250,000
計 (A)	317,110	36,032	112,130	332	134	65,001	530,739	219,261	750,000
標準伐採量 (B)	316,400	36,700	114,200	400	200	65,600	533,500	218,700	752,200
対比(A/B)%	100.2%	98.2%	98.2%	83.0%	67.0%	99.1%	99.5%	100.3%	99.7%

表 5-17 樹種別伐採指定量

樹種	主伐		間伐		計	
	面積(ha)	材積(m3)	面積(ha)	材積(m3)	面積(ha)	材積(m3)
スギ	75.11	32,669	103.13	15,247	178.24	47,916
ヒノキ	235.01	74,562	604.39	49,147	839.40	123,709
アカマツ	397.90	110,101	246.41	16,545	644.31	126,646
カラマツ	752.28	205,542	2,450.23	139,337	3,202.51	344,879
シラベ	53.48	17,252	170.55	21,046	224.03	38,298
モミ外針葉樹	51.86	12,756	96.79	6,146	148.65	18,902
広葉樹	268.23	47,118	22.62	2,532	290.85	49,650
計	1,833.87	500,000	3,694.12	250,000	5,527.99	750,000

(4) 事業区別伐採指定量

事業区別の伐採指定量は5-5の(3)の標準伐採量を各事業区の森林資源の現況、路網整備状況、事業実績等を考慮して指定します。

表5-18 事業区別伐採指定量

事業区	伐採種別	面積(ha)	材積(m3)	
				前半期計画量
中北	主伐	523.41	137,608	78,137
	間伐	1,876.06	100,534	36,063
	計	2,399.47	238,142	114,200
峡東	主伐	423.07	118,548	67,722
	間伐	534.08	28,634	10,374
	計	957.15	147,182	78,096
峡南	主伐	152.93	52,617	29,913
	間伐	519.37	46,213	16,719
	計	672.30	98,830	46,632
富士・東部	主伐	734.46	191,227	109,228
	間伐	764.61	74,619	26,844
	計	1,499.07	265,846	136,072
合計	主伐	1,833.87	500,000	285,000
	間伐	3,694.12	250,000	90,000
	計	5,527.99	750,000	375,000

(5) 地種別、作業団別、主間伐採指定量

表5-19 地種別、作業団別、主間伐別伐採指定量

地種	作業団	主伐				収穫間伐				主伐			
		面積 (ha)	材積(m3)			面積 (ha)	材積(m3)			面積 (ha)	材積(m3)		
			針葉樹	広葉樹	合計		針葉樹	広葉樹	合計		針葉樹	広葉樹	合計
制限林地	制一用(上・中)	682.12	174,331	18,445	192,776	615.47	41,283		41,283	1,297.59	215,614	18,445	234,059
	※ 制一用(下)	15.62	1,864	855	2,719	46.22	1,941		1,941	61.84	3,805	855	4,660
	制優ス・ヒ	39.00	13,567	1,233	14,800	138.81	9,906		9,906	177.81	23,473	1,233	24,706
	制長大	73.44	11,002	3,092	14,094	1,138.82	73,452		73,452	1,212.26	84,454	3,092	87,546
	※ 制択用	7.87		1,951	1,951	47.88	1,738		1,738	55.75	1,738	1,951	3,689
	※ 制択広	9.60		192	192					9.60		192	192
	制し薪	10.12		101	101					10.12		101	101
	制人部	385.02	86,785	7,050	93,835	315.91	12,617	227	12,844	700.93	99,402	7,277	106,679
	制天部												
	※ 制公移	3.85	268	364	632	565.93	29,180	720	29,900	569.78	29,448	1,084	30,532
	※ 制林保					0.32	11		11	0.32	11		11
	※ 制風存	33.43	2,061	709	2,770	75.55	5,306		5,306	108.98	7,367	709	8,076
	※ 制水全					56.65	3,490		3,490	56.65	3,490		3,490
	※ 制水整	15.19	393		393	63.44	3,704		3,704	78.63	4,097		4,097
	※ 制亜高-1					40.50	2,698		2,698	40.50	2,698		2,698
	※ 制亜高-2												
	※ 制亜高-3					1.02	38		38	1.02	38		38
	※ 制保健	4.48	370		370	86.31	3,796		3,796	90.79	4,166		4,166
	※ 制その他	15.90	1,829	508	2,337	32.45	2,275		2,275	48.35	4,104	508	4,612
	小計	1,295.64	292,470	34,500	326,970	3,225.28	191,435	947	192,382	4,520.92	483,905	35,447	519,352
普通林地	普一用(上・中)	149.65	27,985	2,367	30,352	68.64	7,641		7,641	218.29	35,626	2,367	37,993
	※ 普一用(下)	20.14	2,780	1,032	3,812	7.42	632		632	27.56	3,412	1,032	4,444
	普優ス・ヒ	12.72	6,701		6,701	14.09	1,621		1,621	26.81	8,322		8,322
	普長大	7.66	1,807	510	2,317	161.59	13,766		13,766	169.25	15,573	510	16,083
	※ 普択用	0.57	50		50	49.75	5,062		5,062	50.32	5,112		5,112
	※ 普択広	5.55		111	111					5.55		111	111
	普し薪	0.39	6	15	21					0.39	6	15	21
	普人部	333.60	79,220	5,149	84,369	126.84	8,916	219	9,135	460.44	88,136	5,368	93,504
	普天部												
	※ 普公移					39.91	1,360	23	1,383	39.91	1,360	23	1,383
	※ 普林保												
	※ 普風存					0.60	40		40	0.60	40		40
	※ 普水全												
	※ 普亜高-1												
	※ 普亜高-2												
	※ 普保健												
	※ 普その他	7.95	965		965					7.95	965		965
	小計	538.23	119,514	9,184	128,698	468.84	39,038	242	39,280	1,007.07	158,552	9,426	167,978
	合計	1,833.87	411,984	43,684	455,668	3,694.12	230,473	1,189	231,662	5,527.99	642,457	44,873	687,330
	臨時伐採量		40,898	3,434	44,332		16,995	1,343	18,338	0	57,893	4,777	62,670
総計	1,833.87	452,882	47,118	500,000	3,694.12	247,468	2,532	250,000	5,527.99	700,350	49,650	750,000	

※針広混交林化施策対象作業団

5-6 造林箇所ごとの更新面積等

(1) 造林箇所の選定

造林箇所は次のとおり選定します。

- ア 前期繰越の伐採跡地、未立木地、及び改植予定地
- イ 本期伐採予定地
- ウ 複層林予定地

(2) 造林箇所ごとの更新面積及び更新方法

造林箇所ごとの更新面積及び更新方法は、別冊「伐採造林計画簿」に記載したとおりとします。

(3) 事業区別更新指定量

事業区別の更新指定については、次のとおりとします。

表5-20 事業区別更新指定量

単位:ha

管理計画	更新種別				合計
	新植	改植	複層林	天然更新	
本計画量	1,432.36	10.06	52.13	121.38	1,615.93
前計画量	1,232.81	28.57	671.70	65.12	1,998.20

事業区	更新種別				合計
	新植	改植	複層林	天然更新	
中北	345.61	3.31	13.29	49.84	412.05
峡東	366.60	1.82	15.84	26.43	410.69
峡南	145.93	4.55	8.10	5.46	164.04
富士・東部	574.22	0.38	14.90	39.65	629.15
合計	1,432.36	10.06	52.13	121.38	1,615.93

表5-21 事業区別作業団別更新指定量

単位:ha

事業区	区分	一般林							部分林	合計
		用材林	優良材林	長伐期林	広葉樹 択伐林	椎茸・ 薪炭林	作業団外	計		
中北	新植	242.82		27.61			9.86	280.29	65.32	345.61
	改植	3.31						3.31		3.31
	複層林樹下植栽	12.10					1.19	13.29		13.29
	天然更新	45.28		4.56				49.84		49.84
	計	303.51		32.17			11.05	346.73	65.32	412.05
峡東	新植	195.43		5.88				201.31	165.29	366.60
	改植	1.82						1.82		1.82
	複層林樹下植栽	8.10					7.74	15.84		15.84
	天然更新	26.43						26.43		26.43
	計	231.78		5.88			7.74	245.40	165.29	410.69
峡南	新植	78.06	54.85	0.82			0.12	133.85	12.08	145.93
	改植	4.55						4.55		4.55
	複層林樹下植栽	8.10						8.10		8.10
	天然更新	0.53	4.93					5.46		5.46
	計	91.24	59.78	0.82			0.12	151.96	12.08	164.04
富士・東部	新植	205.17						205.17	369.05	574.22
	改植						0.38	0.38		0.38
	複層林樹下植栽	12.20					2.70	14.90		14.90
	天然更新	16.70						16.70	22.95	39.65
	計	234.07					3.08	237.15	392.00	629.15
全県(A)	新植	721.48	54.85	34.31			9.98	820.62	611.74	1,432.36
	改植	9.68					0.38	10.06		10.06
	複層林樹下植栽	40.50					11.63	52.13		52.13
	天然更新	88.94	4.93	4.56				98.43	22.95	121.38
	計	860.60	59.78	38.87			21.99	981.24	634.69	1,615.93
	標準更新面積 比較対象	820.10	59.78	38.87			10.36	929.11	634.69	1,563.80
標準更新面積(B)	839.00	83.00	41.00	5.00	11.00	69.00	1,048.00	618.00	1,666.00	
対比(A/B)%	97.7%	72.0%	94.8%	0.0%	0.0%	15.0%	88.7%	102.7%	93.9%	

表 5-22 地種別、作業団別更新指定量

単位:ha

地種	作業団	更新種別				合計
		新植	改植	複層林	天然更新	
制限林地	制一用	663.50	9.68		5.80	678.98
	制優ス・ヒ	49.51				49.51
	制長大	32.25				32.25
	制択用	7.87		40.50		48.37
	制択広					
	制し薪					
	制人部	350.60			22.95	373.55
	制天部					
	制公移	4.25	0.38	11.63		16.26
	制林保					
	制風存					
	制水全					
	制水整					
	制亜高-1					
	制亜高-2					
	制亜高-3					
	制保健					
	制その他	5.73				5.73
	小計	1,113.71	10.06	52.13	28.75	1,204.65
	普通林地	普一用	49.54			83.14
普優ス・ヒ		5.34			4.93	10.27
普長大		2.06			4.56	6.62
普択用		0.57				0.57
普択広						
普し薪						
普人部		261.14				261.14
普天部						
普公移						
普林保						
普風存						
普水全						
普亜高-1						
普亜高-2						
普保健						
普その他						
小計		318.65			92.63	411.28
合計		1,432.36	10.06	52.13	121.38	1,615.93

(5) 地種別、作業団別保育指定量

表5-23 保育指定量

単位:ha

管理計画	保育種別						合計
	補植	下刈	つる切	除伐	枝打	保育間伐	
本計画量	804.27	6,722.73	1,570.19	1,435.68	942.94	4,841.17	16,316.98
前計画量	788.62	6,546.56	3,331.34	3,209.16	2,476.13	8,990.54	25,342.35

表5-24 事業区別の保育指定量

単位:ha

管理計画	保育種別						合計
	補植	下刈	つる切	除伐	枝打	保育間伐	
中北	224.19	1,704.86	438.74	409.29	121.59	1,053.56	3,952.23
峡東	191.21	1,769.29	487.48	359.54	407.38	1,437.60	4,652.50
峡南	91.32	863.71	235.38	178.27	182.33	885.88	2,436.89
富士・東部	297.55	2,384.87	408.59	488.58	231.64	1,464.13	5,275.36
合計	804.27	6,722.73	1,570.19	1,435.68	942.94	4,841.17	16,316.98

表5-25 地種別、作業団別保育指定量

単位:ha

地種	作業団	保育種別						合計
		補植	下刈	つる切	除伐	枝打	保育間伐	
制限林地	制一用(上・中)	348.09	2,904.07	834.12	616.01	274.05	1,317.03	6,293.37
	※ 制一用(下)				1.39		40.38	41.77
	制優ス・ヒ	23.57	268.22	72.41	56.76	28.09	283.39	732.44
	制長大	13.19	142.03	90.70	73.36	12.61	274.40	606.29
	※ 制択用	22.19	54.69	38.62	89.08	71.04	439.92	715.54
	制択広						2.13	2.13
	制し薪							
	制人部	181.99	1,561.75	130.19	30.00			1,903.93
	制天部							
	※ 制公移	7.24	489.70	146.88	377.44	377.74	2,006.07	3,405.07
	※ 制林保							
	※ 制風存							
	※ 制水全							
	※ 制水整							
	※ 制亜高-1							
	※ 制亜高-2							
※ 制亜高-3								
※ 制保健								
※ 制その他	2.87	21.68	2.65				27.20	
	小計	599.14	5,442.14	1,315.57	1,244.04	763.53	4,363.32	13,727.74
普通林地	普一用(上・中)	71.31	695.76	157.19	122.07	90.75	302.70	1,439.78
	※ 普一用(下)				14.87		14.41	29.28
	普優ス・ヒ	5.15	43.93	34.00	47.81	64.26	43.27	238.42
	普長大	2.43	27.58	4.33	4.86	12.97	101.87	154.04
	※ 普択用	0.29	3.37	2.27	2.03	1.14	10.57	19.67
	普択広		7.93				0.15	8.08
	普し薪							
	普人部	125.95	502.02	56.83				684.80
	普天部							
	※ 普公移					10.29	4.88	15.17
	※ 普林保							
	※ 普風存							
	※ 普水全							
	※ 普亜高-1							
	※ 普亜高-2							
	※ 普保健							
※ 普その他								
	小計	205.13	1,280.59	254.62	191.64	179.41	477.85	2,589.24
	総計	804.27	6,722.73	1,570.19	1,435.68	942.94	4,841.17	16,316.98

※針広混交林化施策対象作業団

(6) 樹種別、更新種別面積内訳

表5-26 樹種別、更新種別面積（全体）

単位:ha

樹種	更新種別				合計
	新植	改植	複層林	補植	
スギ	102.24			51.17	153.41
ヒノキ	307.16	9.68	30.50	196.73	544.07
アカマツ	15.60			8.57	24.17
カラマツ	778.72			414.89	1,193.61
モミ	50.08			29.86	79.94
シラベ	11.50			4.94	16.44
その他針	34.49			13.08	47.57
針葉樹計	1,299.79	9.68	30.50	719.24	2,059.21
ミズナラ	49.09		8.32	27.28	84.69
ケヤキ					
その他広	83.48	0.38	13.31	57.75	154.92
広葉樹計	132.57	0.38	21.63	85.03	239.61
合計	1,432.36	10.06	52.13	804.27	2,298.82

5-7 種苗の所要量

山行き苗木所要量は4,488千本であり、その48%をカラマツが占めており、次いでヒノキ25%、スギ7%の順となっています。また広葉樹が11%を占めています。

表5-27 樹種別苗木所要量

単位:千本

樹種	所要量			
	新植・改植 複層林	補植	計	年平均
スギ	286	20	306	31
ヒノキ	1,030	98	1,127	113
アカマツ	51	5	56	6
カラマツ	1,993	166	2,160	216
モミ	162	12	174	17
シラベ	36	2	38	4
その他針	109	5	114	11
針葉樹計	3,667	308	3,975	398
ミズナラ	177	10	187	19
ケヤキ				
その他広	302	23	326	33
広葉樹計	480	33	513	51
合計	4,147	341	4,488	449

5-8 林道その他搬出施設

林道、森林作業道の路網は、集材コストの削減や歩行時間の短縮、機械化の推進など効率的な林業経営や公益的機能を高度に発揮させ、適正な森林管理を推進するために必要な基盤施設です。

収穫計画箇所の伐採・搬出や造林作業の効率化に必要な路網について、平成28年3月策定の「山梨県林内路網整備計画」に位置付け、主に持続的な木材生産を重視する「経済林」において開設します。

本計画においては県営林道を109km開設、森林作業道を94km開設し、現状の路網密度を13m/haから15m/ha（経済林内は27m/haから32m/ha）となるように計画しました。

林道については、森林基幹道の必要な整備が進んでいることから、開設延長は前計画比45%の11km、森林基幹道を補完する森林管理道、林業専用道は整備を加速することとし、それぞれ前計画比297%、496%の30km、68kmの開設を計画します。

森林作業道は、林道と高性能林業機械等を組み合わせた効率的な作業システムとなるよう伐採地ごと必要延長を計上することとし、94kmの開設を計画します。

なお、各事業実施にあたっては、地形・地質等自然条件を考慮し、地形の形質変更を必要最小限にとどめるよう線形、工法を検討し、生物多様性の保護や環境に負荷の少ない資材を使用するなど自然環境に十分配慮して行うこととします。

また、高性能林業機械と作業道等を効率的に組み合わせた搬出を実施するほか、急傾斜地などで、整備費用に多大な経費を要するなど作業道等による搬出よりも有利な箇所においては、架線による搬出を行うこととします。

表5-28 路網計画量

種別	本計画量		前計画量	
	路線数	計画延長(m)	路線数	計画延長(m)
開設	167	203,459	128	165,065
林道	61	109,000	21	48,453
森林基幹道	3	11,200	7	24,636
森林管理道	17	30,300	8	10,207
林業専用道	41	67,500	6	13,610
森林作業道	106	94,459	107	116,612

表5-29 事業区別路網計画量

単位:m

事業区	種 別	本計画量			前計画量	
		路線数	計画延長	うち前期	路線数	計画延長
中北	開設	73	81,920	39,500	128	165,065
	林道	25	30,000	10,500	21	48,453
	森林基幹道	0	0	0	7	24,636
	森林管理道	3	6,400	3,300	8	10,207
	林業専用道	22	23,600	7,200	6	13,610
	森林作業道	48	51,920	29,000	107	116,612
峡東	開設	28	32,810	16,610	128	165,065
	林道	9	21,900	12,300	21	48,453
	森林基幹道	0	0	0	7	24,636
	森林管理道	4	10,200	4,300	8	10,207
	林業専用道	5	11,700	8,000	6	13,610
	森林作業道	19	10,910	4,310	107	116,612
峡南	開設	40	52,229	25,879	128	165,065
	林道	15	33,400	14,500	21	48,453
	森林基幹道	1	6,200	3,600	7	24,636
	森林管理道	6	6,000	3,400	8	10,207
	林業専用道	8	21,200	7,500	6	13,610
	森林作業道	25	18,829	11,379	107	116,612
富士 東部	開設	26	36,500	16,300	128	165,065
	林道	12	23,700	8,900	21	48,453
	森林基幹道	2	5,000	4,100	7	24,636
	森林管理道	4	7,700	2,000	8	10,207
	林業専用道	6	11,000	2,800	6	13,610
	森林作業道	14	12,800	7,400	107	116,612
合計	開設	167	203,459	98,289	128	165,065
	林道	61	109,000	46,200	21	48,453
	森林基幹道	3	11,200	7,700	7	24,636
	森林管理道	17	30,300	13,000	8	10,207
	林業専用道	41	67,500	25,500	6	13,610
	森林作業道	106	94,459	52,089	107	116,612

5-9 作業システム

現在採用されている代表的な作業システムは次のとおりです。

表5-30 作業システムの例

区分	作業システム	最大到達距離 (m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0 ~ 15°)	車両系	150 ~ 200	30 ~ 75	ハーベスタ	グラップル ウインチ	(ハーベスタ)	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15 ~ 30°)	車両系	200 ~ 300	40 ~ 100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	(ハーベスタ) プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100 ~ 300	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	トラック
急傾斜地 (30 ~ 35°)	車両系	300 ~ 500	50 ~ 125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150 ~ 500	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	トラック
急峻地 (35° ~)	架線系	500 ~ 1500	500 ~ 1500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

注: この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により現しつつ、傾斜および路網密度と関連づけたものであり、林業機械の進歩・発展や社会経済的条件に応じて変化するものである。地域において、今後の路網整備や資本装備の方向を決めるに当たっては、地域における自然条件、社会経済的条件を踏まえた工夫や経営判断が必要である。「グラップル」にはロングリーチ・グラップルを含む

出典: 森林総合監理士(フォレスター)基本テキスト

5-10 林野の保護及び管理

(1) 県有林の管理

ア 境界検測

県有林の境界は、大正2年7月に制定された恩賜県有財産境界査定内規及び同周囲測量内規等に基づき、大正2年から同7年にかけて確定し、その延長は国有林界等を除き2,404kmという長大なものであり、要所に石標、固定岩石標及び木標等の境界標識を設置しました。

現在の県有林境界延長は、県有地の売り払い等の変動により国有林界等を除き2,544kmです。

イ 境界保全管理

県有林の境界は、境界検測事業の終了により整備されましたが、これをそのまま放置すると雑草木等により再び境界が不明瞭になります。また、境界標についても、歳月の経過に伴い、転倒、埋没、破損、消滅等の異常が危惧されます。

そこで、これらの境界に関する紛争を未然に防止し、県民の貴重な財産を守るため、平成2年度から「山梨県県有林野境界管理要綱」に基づき、境界を明確に維持保全するための境界標の点検並びに巡視及び検測等を行なっています。

その内容は次のとおりです。

① 境界保全巡視事業

境界を効率的に保全管理するため、山梨県県有林野境界管理要綱に定められた境界の重要度に応じた境界区分により、境界線ごとに点検巡視を行う回数 of 基準をもって、次の事項についての巡視並びに点検及び保全上の措置を行って

a 巡視及び点検等

- ・ 境界標の種類及び番号の確認
- ・ 境界標の転倒、傾斜、埋没、破損、設置方向、位置の移動、消滅等異常の有無の確認

b 保全上の措置

- ・ 境界線上の雑草木の刈り払い
- ・ 境界見出標の設置
- ・ 歩道の設置

表5-31 境界区分と巡視回数

境界区分		巡視回数
第1種境界線	明確な地形地物によって画されていないため、境界確認が容易でなく管理上特に留意すべき境界線	2年に1回以上
第2種境界線	第1種境界線及び第3種境界線以外の境界線	4年に1回以上
第3種境界線	地形地物等によって明らかな境界線(分水嶺、河川、道路等)	10年に1回以上

② 境界標異常の処理

境界保全巡視事業等により境界標の異常を発見したときは、速やかに検測を行い、境界標の補修、改修または移設もしくは予備標を新設します。

境界保全管理事業は、昭和63年度に新規事業として、一部管内の第1種境界線を対象に始まり、平成2年度からは全境界線を対象に実施しています。

境界区分は、昭和55年に定められましたが、その後の交通網の整備や隣接民有地の開発等に対応し、平成2年度に見直しを行いました。

平成18年度から平成22年度においては国道等への県有地の売り払い及び市町村合併等により境界区分の見直しを行い、現在の境界線区分等は次のとおりです。

表5-32 境界線区分表

事業区	境界線延長															
	延長 (m)															
	第1種				第2種				第3種				合計			
	整備完了	見合わせ	その他	計	整備完了	見合わせ	その他	計	整備完了	見合わせ	その他	計	整備完了	見合わせ	その他	計
中北	227,948	0	0	227,948	160,881	78	0	160,959	351,363	9,818	8,982	370,163	740,192	9,896	8,982	759,070
峡東	112,503	0	0	112,503	148,139	0	0	148,139	153,358	6,069	18,460	177,887	414,000	6,069	18,460	438,529
峡南	81,299	0	0	81,299	100,251	0	0	100,251	247,921	160,703	17,174	425,798	429,471	160,703	17,174	607,348
富士・東部	225,561	0	0	225,561	261,988	0	0	261,988	197,221	37,365	17,437	252,023	684,770	37,365	17,437	739,572
計	647,311	0	0	647,311	671,259	78	0	671,337	949,863	213,955	62,053	1,225,871	2,268,433	214,033	62,053	2,544,519

※見合わせ箇所については、境界台帳未整備及び測量困難測系延長(見込み)を記入

○小数点以下四捨五入

※その他については、国道等による売り払いによって、国道管理者等がデータを管理しているもの。

事業区	年間巡視距離 (m)			
	第1種	第2種	第3種	計
	2年に1回以上	4年に1回以上	10年に1回以上	
中北	113,974	40,220	35,136	189,331
峡東	56,252	37,035	15,336	108,622
峡南	40,650	25,063	24,792	90,504
富士・東部	112,781	65,497	19,722	198,000
計	323,656	167,815	94,986	586,457

ウ 土地貸付・土地使用許可

県有林の土地貸付・土地使用許可面積は、7,824haで、県有林面積の4.9%を占め、地域の振興と県有林経営に寄与しています。

近年、借り受け者の事業撤退等から貸地の返還が相次いでおり、現在は37件（64ha）の未利用地が存在します。

このうち、八ヶ岳学校寮（17件、39ha）については、新たな借り受け者を募集するため、区域内森林の整備や県内外の教育機関などへの広報を行うなど、自然の利を生かした青少年の教育環境の場の提供という役割を、引き続き担っていくこととします。

また、建物敷返還地（20件、25ha）については、森林に復することが困難な立地であることを踏まえ、その有効活用について検討を行っていきます。

エ 民間事業者に対する新規土地貸付

県有林の土地貸付は「山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則」第7条により次の場合に限られています。

- (1) 林野の境界を整備する必要がある場合
- (2) 県の策定する総合開発計画に基づく事業の用に供する場合
- (3) 県民福祉の増進に必要な産業、観光、厚生又は教育の用に供する場合
- (4) 市町村若しくは土地改良区の行なう土地改良事業又は市町村の行なう農業構造改善事業の用に供する場合
- (5) 国又は他の地方公共団体において公用又は公共用に供する場合

また、「山梨県恩賜県有財産管理条例」第20条で「恩賜県有財産を売り払い、譲与又は貸し付けする場合は当該恩賜県有財産保護の責任ある市町村又は市町村組合の意見を聞かなければならない。」とされています。

これらを運用していくための民間事業者に係る土地利用の取り扱い方針は次のとおりです。

○基本方針

次による利用は原則として排除し、森林の環境や景観を生かすなど、県有林を利用する必然性を有するものに限定する。

- ・森林を大規模に伐採する開発等、専らその土地に着目する利用
- ・県有林以外でも代替し得る利用

○対象地

土地利用の対象地は、原則として林地保全地帯又は風致保存地帯に属さない次の箇所に限るものとする。

- (1) 保健休養利用については、原則として保健休養地帯に位置付けられた箇所
- (2) 保健休養的利用については、複合利用が可能な箇所
- (3) 利用目的を達成するため特別の必要がある場合であって、森林機能区分による当該機能への影響が最小限と認められる箇所

○事業主体

- (1) 国、県、市町村、その他の公共団体
- (2) 県又は市町村が資本出資を行う法人
- (3) 法令に基づく電気、通信、水道等の公益事業を行う者
- (4) 別に定める取扱方針に基づく民間事業者

この中で、「(4) 別に定める取扱方針に基づく民間事業者」の取り扱い方針は、次のとおりです。

○民間事業者が設置できる施設

- (1) 研究施設又は研修施設
- (2) 美術館、博物館等の文化教養施設
- (3) 環境学習施設等の教育関連施設
- (4) エコツーリズムに利用する森林公園等の林間型活動施設
- (5) 地球温暖化防止等、環境保全のために民間事業者が自ら整備する森林

○施設の対象地

次の要件を満たすものとする。

- (1) 工作物を設置する場合は、原則として無立木地など森林の伐採を伴わない箇所で、森林として利用することが困難であること。
- (2) やむを得ず伐採を伴う場合にあつては、貸付面積1ヘクタール未満とする。ただし、森林を森林として活用する場合又は県の長期総合計画に位置付けられた事業については、この限りではない。

○事業主体となる民間事業者

次の全ての要件を満たすこと

- (1) 法人であること。

- (2) 税金の滞納がないこと。
 - (3) 会社更生法、民事再生法等により更生、再生手続きをしていないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の対象者でないこと。
- 「山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則」第7条(3)「県民福祉の増進に必要な産業、観光、厚生又は教育の用に供する場合」による土地利用については、対象地の属する市町村の意見を聞くものとする。

オ 部分林、植樹用貸地の管理に係る検討

県有林面積の8.7% (13,826ha) を占める部分林、植樹用貸地は、御下賜以前の入会慣行などを背景とした制度であり、現在、経済林として木材の収穫を主な目的としていますが、景観の維持や林地保全などの公益的機能の高度発揮が求められる林分もあります。

また、部分林造林者、植樹用貸地の借り受け者の森林管理能力や、森林整備への熱意などに差異もあることから、伐期を迎えつつあるこれらの森林の管理状況や、立地条件などを精査し、将来的な管理の在り方や、指導方針などについて検討していくこととします。

(2) 森林の保護

森林の健全性を維持するために、適切な森林施業を実施し、病虫獣害、気象害、林野火災等の森林被害に対しては適切に対処して、速やかに復旧に努めることとします。

ア 病虫獣害の防除

① アカマツの松くい虫

松くい虫の被害については、昭和53年に発生し昭和63年をピークに減少傾向でしたが、平成6年度から被害量は増減を繰り返し、平成17年度からほぼ横ばい傾向となっています。夏の高温小雨時には被害が多く発生することから、今後とも早期発見、早期駆除に努めるとともに、富士山世界遺産の景観保全に向けた樹幹注入による予防措置を実施します。

② 富士山北麓地域のトウヒツヅリハマキ

平成13年に富士北麓地域のシラベ林において発生した、トウヒツヅリハマキによる虫害については、「富士山虫害対策事業」により、被害区域内の被害木の伐倒除去、残存広葉樹の育成や地表かき起こし、及び必要箇所への植栽を実施し感染源の除去、被害箇所の再生に努めました。

さらに、周辺造林地については、間伐を実施し、広葉樹等の侵入を図り、針広混交林への誘導を進めるとともに、平成19年度から当該箇所を「森林ボランティアの森」に指定し、広葉樹の植栽を行うなど、民間活力を導入しながら病虫害等に強い森林を造成し、今後の被害の予防に努めることとします。

③ 獣害対策

県有林内でのニホンジカ、カモシカ、ツキノワグマなどの大型野生動物による枝葉の食害、剥皮被害等が、収まる傾向にありません。

県有林では、シカの生息数、分布域の拡大傾向や被害の深刻化を踏まえ、今後も、被害の状況を把握しながら、現地の立地状況等に応じて対策を講ずることとしますが、F S Cの原則、規準に則り、農薬の使用量の削減に向け、これまでの忌避剤塗布による防除に替えて、侵入防止柵や防護ネットの設置等による防除を積極的に進めるとともに、管理捕獲に取り組む事業者と連携し、設置する侵入防止柵を囲い罾猟や、くくり罾猟にも活用するなど効果的なシカ捕獲を支援します。

④ カシノナガキクイムシ対策

ナラ枯れを引き起こす「カシノナガキクイムシ」が南部町の民有林に侵入しているのが、平成27年に確認されました。今後、ナラ類、カシ類への被害の発生と拡大が懸念されることから、被害情報の収集に努めるとともに、県有林内で被害木が発見された場合には、県森林総合研究所と連携し、被害木の伐採及び薬剤によるカシノナガキクイムシの駆除を行うなど、被害のまん延防止を図ることとします。

イ 気象害の防止

凍害、干害等による被害については、気象状況を充分把握し、保護樹帯を適切に配置するほか、樹種選定、保育方法にも細心の注意を払い、被害の予防に努めることとします。

ウ 林野火災の防止

近年、県有林への入り込み者数は、年々増加しており、乾燥期には入山者のタバコやたき火の不始末による山火事の被害が予想されます。

このため、防火線の適切な維持管理、消火組織、消火器材等の充実を図ると共に、発生予防のために林内の歩道の整備を実施し、森林保全巡視事業等による森林パトロールを強化し、入山者に対する防火意識の啓発を行い、山火事の未然防止に努めます。

5-11 保健休養利用

(1) 保健休養地帯の設定

高度経済成長に伴う急激な都市化の進行などを背景に、自然環境の保全や保健休養など、森林の公益的機能の発揮が求められるようになり、昭和48年、県有林を経済林と公益林に区分して管理する「県有林野の新たな土地利用区分」が策定されました。

保健休養地帯は、この区分により設定されたもので、県有林経営の改善、地域振興、森林の多面的機能の総合的発揮など、その後の社会的要請の多様化・高度化に対応しながら、現在38箇所が指定されています（附属資料22）。

<保健休養地帯選定基準>

以下のすべての項目を満たす箇所とする。

① 土地利用区分に関わる基準

- ・林地保全地帯に該当しない林地であること
- ・風致保存地帯に該当しない林地であること
- ・林業経営地帯のうち高品質材生産施業地域に該当しない林地であること
- ・契約関係等が設定されている林地については、その解除が見込まれるもの

② 適地性に関わる基準

- ・景観保全：景観への影響が少ない利用が可能であること
- ・環境：良好な自然環境を有すること
- ・アクセス：アクセス道路があること
- ・水利：必要な水の確保が容易であること
- ・土地の確保：整備に見合う規模の土地の広がりがあること

(2) 観光・レクリエーション利用の促進

本計画の基本方針4-2「森林資源の多面的利活用の推進」の実現に向け、重点的に取り組む事項4-3(2)③「森林空間を活用した都市住民との交流や機会の創出」として、新たに「やまなしの森林プロデュース事業」を実施します。

この事業は、県有林を観光・レクリエーション利用の場として活用することで、都市と山村地域の多様な交流を促進し、地域活性化を図ることを目的としており、次の二つの取り組みで構成されています。

<魅力あるやまなしの森林スポット100選の選定と情報発信>

県有林内の未だ知られていない魅力ある「森林スポット100選」を選定して、情報発信を行います。

① 箇所選定

1) 候補地の選出

県有林の魅力的なスポットを、現地に精通した森林環境部職員の情報や地元市町村等からの推薦により、候補地として選出。

2) 箇所の選定

候補地を「魅力度」「アクセスの利便性」「周辺施設の充実度」の三つの要素で評価。

② 情報発信

1) 冊子・パンフレットの作成・配付

地域や森林の特徴で分類し、周辺施設を周遊するモデルコースを併せて掲載した冊子・パンフレットを作成して、首都圏の旅行代理店、高速道路サービスエリア等で配付。

2) ホームページ・イベント等

県ホームページの専用サイトでの発信や、首都圏で開催される観光イベント等への出展など、様々な手法によりPR。

<クライн・ヴァルトの設定と森林利用プログラムの提供>

企業・団体の創立記念や、ブライダル企業が企画する顧客の結婚記念などに記念植樹を行うことのできるエリア（クライн・ヴァルト）を設定し、植樹や樹木の管理、植樹後の地域ツアー、食を介した交流の場などをパッケージとして提供します。また、このオプションとして、社員の健康づくりやレクリエーションのための森林空間を活用したプログラムの提供も行います。

① クライн・ヴァルトの設定

1) 条件

以下のすべての項目を満たす箇所とする。

- ・ 県有林であること（貸地、部分林を除く）
- ・ 森林文化の森または企業・団体が植樹等の活動を行うに適切な箇所である

こと（経済林を除く）

- ・道路からの最短距離がおおむね100m以内
- ・平均傾斜がおおむね30度未満

2) 設定者

各林務環境事務所長が、条件に当てはまる箇所のうち、クライン・ヴァルトの設定に適すると認める箇所を選定し、部長が設定。

3) 利用協定

県は、クライン・ヴァルトを利用しようとする企業・団体とおおむね10年間の利用協定を締結し、経費の負担と後年度の保育作業の継続を担保。

② プログラム等の提供のしくみ

1) 基本プログラム

植樹活動と地域ツアー等をセットにしたプログラム。

地域の林業団体が、市町村と連携して提供。

2) オプションプログラム

基本プログラムのオプションとして行う森林レクリエーションプログラム。

森林環境教育や森林体験活動などに取り組んでいる地域団体が提供。